

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 全国知事会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

去る１２月１８日に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の中間とりまとめが示されたが、最終報告に向け、地方の意見が適切に反映されるよう、以下のとおり申し入れる。

記

1. 改革の理念及び進め方について

これまで学校部活動は、体力の向上や豊かな人間性・創造性の育成などの教育的意義や役割を担ってきた。少子化が進む中、その継続が困難になりつつあることから、子供たちが将来にわたって活動できる環境を確保することが重要である。

中間とりまとめにおいて、平日の部活動を含めた、令和１３年度までの次期改革期間が示されたが、地域によって子供の数やスポーツ施設等の状況が様々であること、また、スポーツや文化芸術の関連団体などの地域のリソースにも差があることなどを踏まえ、地域展開が円滑に進むよう国による支援の充実を図ること。

2. 部活動改革に伴う財政負担について

地方公共団体では、地域展開等を進めるに当たって、指導者の謝金、専門部署や総括コーディネーターの配置等の推進体制の整備や、経済的に困窮する世帯への支援等にかかる財源の確保に苦慮しており、全国共通の課題となっている。

中間とりまとめでは、「公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要」とされたが、地方公共団体の理解を得ることなしに、財政負担を求めることのないようにするとともに、団体間で大きな差が生じないよう国において必要な財政措置を行うこと。

3. 部活動改革の理念や受益者負担の理解促進

地域展開等を進めるに当たっては、部活動改革の理念やこれからの地域クラブ活動の在り方について国民に広く周知すること。また、一定の受益者負担が生じることについて、国においても十分な広報を行い、生徒・保護者等の関係者の理解促進を図ること。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 全国市長会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念について

・将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが改革の主たる目的とされているが、学校の働き方改革の推進にも資することを理念に盛り込むことについて、十分議論がなされる必要がある。

(2) 地域クラブ活動の在り方について

・「地域クラブ活動の定義・要件や認定する主体、認定方法等」（以下、「定義等」という。）は、改革を進めていくうえで重要な事項であるため、国として、地域クラブ活動を学校部活動と同様に「学校教育の一環」とするのにかについても併せて、明確なものにする必要がある。

・定義等の検討に当たっては、すでに地域展開に取り組んでいる自治体もあることから、その取組の妨げにならないようにするとともに、今後取り組む自治体においても、地域の実情に合わせて地域クラブ活動が設立、活動しやすいものにする。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）について

・「地域移行」から「地域展開」への名称変更については、これまで学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を地域全体で支えていくという方針の下、新たな価値を生み出す変更であるなど、理解を示す意見がある一方、今後「地域連携」「地域展開」という名称を使用することには、学校が主導的に活動する学校部活動の延長という印象を受けるといった意見もある。

・定着してきた名称（「地域移行」等）を変更することが、これからの取組に支障が出るのではないかと懸念する意見もある。

・学校部活動との違いが伝わる名称を求める意見もある。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方について

・改革の推進に当たっては、基本的な理念や進め方、費用負担の在り方等について、関係者で共有することにとどまらず、国民に対して丁寧に周知・広報することは不可欠であるため、国において更なる取組を行うことが必要である。

- ・地理的条件に恵まれない自治体における、移動による時間的・経済的負担や指導者の確保などの課題についても、適切に対応していく必要がある。
- ・また、受益者負担の検討に当たっては、家庭の経済格差によって生徒が参加できない状況が生じることを十分留意する必要がある。

2. 改革推進期間の成果と課題について

- ・改革推進期間において明らかとなった全国に係る課題について、今後の地域展開に活用できるよう、具体的に分かりやすく提示すること。
- また、地域クラブ活動の受け皿となる団体など地域資源等の格差があり、取組がうまく進捗していない自治体の課題（支障事例）などについても盛り込む必要がある。

3. 今後の改革の方向性

(1) 基本的方針について

- ・休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の移行について、「次期改革期間」において本格的に進めるとされ、また、平日の地域展開はできるところから取り組むこととされていることについては、おおむね賛同する意見がある。
- ・なお、休日と平日を分けて取り扱った場合、指導の一貫性、継続性の面から現実的ではないとの意見もある。

(2) 改革の進め方 ①休日における取組方針について

- ・次期改革期間内において、原則として全ての学校部活動において、「地域展開」を実現し地域クラブ活動に転換することを目指すとしているが、指導者確保の課題は大きく、部活動指導員の更なる配置充実も含め、財政支援等が制度として整備されなければ、地域によっては、「地域連携」の取組しかできないとの意見がある。

(2) 改革の進め方 ②平日における取組方針について

- ・平日における「地域展開」については、指導者や受け皿となる団体の確保をはじめ、生徒の移動手段の確保やその財政負担など課題も多く、それらの解決に向けて十分に議論を行い、具体的な方策等を提示すること。

(3) 次期改革期間の設定について

- ・「前期」（令和8年度～10年度）、「後期」（令和11年度～令和13年度）の計6年間としての設定が示されているが、改革期間はあくまでも目標や目安であり、各自治体の裁量で、実情に応じて計画が策定できるようにすること。
- ・なお、前期終了後に行うとしている自治体の取組等に対する中間評価につい

て、具体的にどのようなことを行うのか明らかにすることが必要である。

(4) 次期改革期間における費用負担の在り方について

- ・受益者負担と公費負担のバランス等の費用負担の在り方の検討に当たっては、家庭の経済事情によりスポーツ・文化の活動機会が失われないようにすることに留意すること。
- ・また、財政基盤の脆弱な都市自治体においても「地域展開」が推進されるよう、国、都道府県からの十分な財政措置が必要である。
- ・地域クラブ活動の運営や怪我等に対する保険など新たに生じる経費負担等の在り方についても、十分検討が必要である。
- ・なお、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については、生活保護制度との関係性についても留意することが必要である。

(5) 更なる改革のために特に地方公共団体等に伝えるべきことについて

- ・地域展開の推進に当たっては、国においても、日本スポーツ協会や日本中学校体育連盟などに対し、地域クラブ活動に対する理解・協力をさらに求めることが必要である。
- ・また、地域展開を円滑に進めるため、地域クラブ活動における各関係団体の役割を明確にすること。

4. 地方公共団体における体制整備等

(1) 地方公共団体内における推進体制の整備について

- ・総括コーディネーターの配置等の推進体制を整備して取り組んでいる例があることについては理解するが、部署の設置など自治体の組織体制の在り方については、個々に言及するのではなく、自治体の判断に委ねるべき。

(2) 都道府県の役割及び複数の地方公共団体に関わる広域的な対応について

- ・広域的な連携は重要であるため、都道府県が都市自治体に対し、きめ細やかな支援を行うなど、改革推進のさらなるリーダーシップを発揮することを期待する。
- ・複数の市区町村による広域連携については、隣接する他の都府県の自治体との実施を可能とすること。

5. 学習指導要領における取扱いについて

- ・学校部活動を地域展開するに当たって、学校の働き方改革の観点も踏まえ、引き続き学習指導要領において「学校教育の一環」として位置付けるのかどうか、十分な検討を行うことが必要である。また、意見の中には、学習指導要領に、学校部活動と地域クラブ活動を切り分けるなどを求める意見もある。

6. 各論について

- ・地域クラブ活動の大会参加については、競技種目によって、指導者に専門資格を有することなどが求められ、地域クラブの指導者の状況によっては、大会参加が困難な場合があるため、競技団体の大会参加要件の見直しを行うなど、学校部活動との格差のない仕組みとすることが必要。また、大会運営に関しては、教師に頼らない運営ができるよう検討を進めること。
- ・生徒の安全確保のための体制整備等に関しては、地域クラブ活動での事故等における、責任の所在を明確にすること。また、地域クラブ活動における生徒等の災害に対しても、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象にするなど補償体制についても検討すること。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 全国町村会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

学校部活動の地域への展開を進めていくにあたり、急激な少子化の進展の中にあっても、子供たちが将来にわたって 継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を確保していくことの重要性はもとより子供たちのニーズに応じた多種多様な体験の機会の創出や経済・環境面による格差の解消を目指している部活動改革の重要性については理解する。

今般の中間とりまとめにおいて、令和 13 年度までの次期改革期間内に全ての部活動において休日の地域展開を達成すること、平日についても段階的に取り組んでいくことが示されている。また、部活動の具体的な実施形態や活動内容等について幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整することが、地方公共団体に期待されている。

しかし、中山間地域や離島など地理的な条件をはじめ様々な事情を持つ町村部では、取組の達成が困難な地域も存在する。

このような状況に鑑み、部活動の地域展開のみを拙速に進めるのではなく、多様な選択肢から町村が安心して地域の実情などに応じた安定的・継続的取組を進められるよう、国と町村において、十分な合意形成を図ることが重要である。

よって、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議のとりまとめにおいて、下記意見を明記のうえ反映いただくようお願い申し上げます。

記

1. 指導者の確保について

外部指導者・地域の指導者等の確保は容易ではなく、都市部と地方、部活動の種別等により、指導者確保の状況は大きく異なる。部活動の指導にあたる人材については、国の責任において確保することが重要である。

を「4. 地方公共団体における体制整備等」に明記

2. 部活動指導者の待遇格差の解消について

部活動指導に教師等が指導業務に従事する場合、報酬に外部指導者との格差が生じることはないよう必要な体制を整備することも必要ではないか。

を「4. 地方公共団体における体制整備等」に明記

(理由)

・町村では、外部指導者・地域の指導者等の確保に苦慮しており、そうした中で熱意をもって部活動指導に取り組む教師の存在は貴重である。

3. 部活動指導体制の選択について

次期改革期間終了後も、部活動指導体制の方向性は一律とせず、地域の実情等を総合的に考慮し、地域の団体・指導者が主体となる「地域展開」だけでなく、合同部活動や部活動指導員・教師等も指導者となる学校主体の「地域連携」を同列に選択できるようにしてはどうか。

を「3. 今後の改革の方向性」に明記

（理由）

・受け皿となる団体が少ない町村にとっては、現在実施している地域連携も部活動を持続可能なものとするための有効な手段である。そのため、今後も多様な実施形態の1つとして継続可能であることを示すべき。

4. 費用負担の在り方について

部活動にかかる費用や財源の状況は地域によって様々であることを踏まえ、適切な受益者負担と公的負担のバランスについて検討すること。また、国は次期改革期間終了後も財政支援を継続して行うことが重要である。

を「4. 地方公共団体における体制整備等」に明記

（理由）

・次期改革期間以降の国による財政支援等については記載されていないが、多くの自治体は、指導者の謝金、専門部署や総括コーディネーターの設置などの財源確保に苦慮している状況であり、自治体単独の対応では限界がある。

・部活動を持続可能なものとするためにも、国が責任をもって十分な財政措置を継続的に行うことを示すべき。

5. 次期学習指導要領における取扱いについて

部活動の地域展開は学校を包含するものとして位置づけ、これまでの学校教育の側面を有するものとして取り扱うべきではないか。

を「5. 学習指導要領における取扱い」に明記

（理由）

・部活動指導体制がどのような形になっても、地域クラブと学校との連携は重要となる。そのため、次期学習指導要領において、学校外の活動であっても学校教育の側面を持っていることを示すべき。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 全国都道府県教育委員会連合会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

1 改革の理念及び進め方について

- これまで学校部活動は、体力の向上や豊かな人間性・創造性の育成などの教育的意義や役割を担ってきた。少子化が進む中、その継続が困難になりつつあることから、子供たちが将来にわたって活動できる環境を確保することが重要である。

中間取りまとめにおいて、平日の部活動を含めた、令和13年度までの次期改革期間が示されたが、地域によって子供の数、指導者の質・量やスポーツ施設等の状況が様々であることを踏まえて、それぞれの地方公共団体が安心して、実情にあった取組を継続的かつ着実に進められるよう、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法を示すなどのガイドラインの見直しや国による支援の充実を図ること。

特に次期改革期間の前期3年間で「確実に地域展開等に着手」とあるが、この「着手」について具体的に示すこと。

なお、ガイドラインの運用にあたっては、地域の実態を十分に考慮した柔軟な対応を可能とすること。

また、国による実証事業が各自治体の実態に応じてより効果的に活用できるよう改善を図ること。

- 「地域移行」という名称を変更することについて、「地域展開」の名称は「部活動を地域に広げていく」というイメージで捉えられる可能性がある。実施主体を学校から地域(中心)へと転換していくという趣旨や、責任の所在の明確化という論点等を踏まえ、「地域転換」など地域が主体となっていくことをより明確に表す名称とするよう検討いただきたい。

- 全国中学校体育大会等の各種大会における参加資格を、希望する全ての地域クラブが参加できるように整備することについて、国が中心となって日本中学校体育連盟等の関係団体と協議・整備すること。

2 部活動改革に伴う財政負担について

○ 部活動指導員配置促進事業については次期改革期間においても補助を縮小せず、市町村が十分活用しながら地域移行へ進められるように支援を継続すること。

○ 地方公共団体では、地域移行等を進めるに当たって、専門部署の設置、指導者の謝金や総括コーディネーターの配置等の推進体制強化に伴う財源の確保に苦慮しており、全国共通の課題となっている。

中間とりまとめでは、「公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要」とされたが、地方公共団体の理解を得ることなしに、財政負担を求めることのないようにするとともに、次期改革期間終了後も、国において必要な財政措置を行うこと。

3 国民への部活動改革の理念等の周知と受益者負担に関する理解促進及び経済的に困窮する世帯の生徒への支援について

○ 地域移行等を進めるに当たっては、部活動改革の理念やこれからの地域クラブ活動の在り方について国民に広く周知すること。また、一定の受益者負担が生じることについて、国においても十分な広報を行い、生徒・保護者等の関係者の理解促進を図ること。

○ 経済的に困窮する世帯の生徒への支援については、参加する地域クラブや、居住する市区町村間で差が生じないよう、国において新たな支援の枠組みを構築すること。

4 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童生徒性暴力等の防止等のための措置に関する法律への対応について

○ 令和8年12月下旬が施行期限となっている上記法律において、部活動の地域移行後の地域クラブ等においても、従事者の犯歴確認等が必要な「民間教育保育等事業者」に含まれる可能性がある。

「民間教育保育等事業者」の認定対象の範囲の整理については、こども家庭庁で検討中であるが、地域クラブ等が含まれた場合には、新たなガイドラインに上記法律等への対応について明記するとともに、国においても地域移行に関わる団体への周知・広報を実施すること。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 指定都市教育委員会協議会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革を進めていくにあたり、各指定都市教育委員会における課題認識や取組の方向性が異なることをふまえ、中間とりまとめに対する、各指定都市教育委員会の意見について、次の通りご報告いたします。

I 総論

1 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- ・地域全体でスポーツ・文化芸術活動を充実させ、多様な活動機会が提供されるよう、今後も社会全体に対して国として改革の理念を継続的に発信していただきたい。
- ・地域クラブ活動は部活動の延長ではなく学校外の活動とするものだと、地域クラブの位置づけを明確にしていきたい。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- ・地域クラブ活動の定義・要件や認定する主体、認定方法等について検討中の地方公共団体もあることから、国において早急に定義・要件等を示していただきたい。
- ・「部活動」の教育的意義は削除すべき。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- ・部活動の終了、地域クラブの展開等に表現を改める。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- ・受益者負担を求める場合、特に生活困窮家庭の子どもに対する金銭的な支援が求められるところであり、各自治体の財政状況等によっては支援に格差が生じることとなる。持続可能な運営を担保し、地域展開を円滑に進めるため、公的負担部分に係る国の継続的な財源措置をお願いしたい。
- ・財政措置の方向性や規模感（予算規模、支援額、支援割合等）について、可能な限り早期にお示しいただきたい。

3 今後の改革の方向性

(1) 基本的方針

- ・地方公共団体が円滑に地域展開を推進できるよう、地域展開に係る財源措置を含め国による適切な支援体制をお願いしたい。
- ・財政措置の方向性や規模感（予算規模、支援額、支援割合等）について、可能な限り早期にお示しいただきたい。

- ・「地域連携」についても排除せず、「地域展開」ではなく「地域展開等」と表現の変更をお願いしたい。

(2) 改革の進め方

① 休日における取組方針

- ・地域の実情に応じて一部の地域や種目から地域展開を行うことも想定されることから、部活動指導員の継続的な配置による地域連携と地域展開を併存させる場合もあるため、部活動指導員の配置に係る国の継続的な財源措置を求める。
- ・部活動指導員を地域クラブ活動の指導者として活用することも指導者人材の確保において重要であることから、「部活動指導員は地域指導者として活躍することが期待される」等の一文があっても良いのではないかと。
- ・地域の実情に応じて一部の地域や種目から地域展開を行うことも想定されることから、部活動指導員の継続的な配置による地域連携と地域展開を併存させる場合もあるため、部活動指導員の配置に係る国の継続的な財源措置及び実態に合わせた補助基準単価の引き上げを求める。
- ・「次期改革期間内において、原則として、全ての学校部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指すことが考えられる。その際、地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。」とあるが、地域の実情を踏まえ「地域連携」についても排除せず、「地域展開」ではなく「地域展開等」と表現の変更をお願いしたい。
また、「中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により・・・次期改革期間内での地域展開が困難な場合には、当該地方公共団体において、将来的な方向性や計画等の検討を進めるとともに、当面、学校部活動の地域連携として部活動指導員の配置等を適切に実施することも考えられる。」とあるが、将来的には「地域展開」だけを認めるように読み取れるため、表現の変更をお願いしたい。

② 平日における取組方針

- ・休日については、「次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。」また、平日については、「各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める」旨、述べられているが、次期改革期間後の「部活動」の存否や次期改革期間中の具体的な計画についても、最終とりまとめでは、お示しいただきたい。

(3) 次期改革期間の設定

- ・地方公共団体が地域展開を積極的に推進するために、次期改革期間の前期・後期それぞれにおける地域展開の国の目標について示していただきたい。
- ・地域展開を検討する場合には、実証事業を行い成果や課題の洗い出しを行う必要があることから、次期改革期間においても必要な財政支援を継続していただきたい。
- ・今後の改革の方向性において、〇年度までに部活動を順次廃止していくことを明記して欲しい。

(4) 次期改革期間における費用負担の在り方等

- ・受益者負担を求める場合、特に経済的に困窮する家庭への公的負担等による支援が求められるところであるが、各自治体の財政状況等によっては支援に格差が生じることとなる。持続可能な運営を担保し、地域展開を円滑に進めるため、公的負担部分に係る国の継続的な財源措置をお願いしたい。
- ・費用負担のあり方を令和7年度の早い段階で打ち出していきたい。
- ・財源として「企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄付等の活用」との記述があり、公的負担以外の財源との組み合わせの重要性が説かれているが、寄付等による収入は長期にわたり継続して安定した財源として見込むことは難しいことから、理念としては理解するが、まずは公的負担の在り方について具体的な制度構築を進めることが必要。

(5) 更なる改革のために特に地方公共団体等に伝えるべきこと

- ・国においても日本スポーツ協会、日本スポーツ少年団、中央競技団体等と適切な役割分担のもと、連携・協働していただき、中央団体から都道府県団体等に、本改革が着実に進展するように働きかけを行っていただきたい。

4 地方公共団体における体制整備等

(1) 地方公共団体内における推進体制の整備

- ・地方自治体における専門部署の設置や、総括コーディネータの配置等の適切な推進体制の整備が求められているが、自治体の財政状況によっては、総括コーディネーターの配置等、体制整備に係る予算を捻出できない場合もあることから、適切な推進体制整備に係る国の財源措置についてお願いしたい。

5 学習指導要領における取扱い

- ・学習指導要領における学校部活動の教育的意義や位置付けに関する記載については、地域クラブ活動と明確に区分できるような記載となるよう、十分に検討いただきたい。
- ・学習指導要領に地域クラブ活動の記載の必要はないと考える。
- ・地域クラブと学校の連携の大切さについては理解するが、地域クラブ活動は基本的に社会教育活動であり、各学校が、個々の生徒が所属する地域クラブとそれぞれ活動方針等の共通理解を行うのは、学校の負担も増え、実質困難。学習指導要領の改訂にあたっては、連携の大切さを記載する場合でも、地域クラブの活動に対して学校が責任を負うものではないことが明確になるよう、記載の在り方を検討してほしい。
- ・学習指導要領における学校部活動の位置付けに関する記載について、改訂前にある、「教育課程外ではあるものの、学校教育活動の一貫」という記載は変えないなど、学校部活動を継続する場合も不利益を生じないように十分に検討いただきたい。

Ⅱ 各論（個別課題への対応等）

1 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備

- ・地域クラブと学校間での連携する際の、子どもたちの個人情報の取扱いに係る方針や基準について国が統一的な見解を示す必要があるものとする。
- ・全国における地域展開の進展状況に応じて学校と地域クラブ活動の連携の在り方も変化していくことを踏まえ、その連携の在り方については、先行事例の周知等により国において具体的な方法をお示しいただきたい。
- ・地域クラブの創出において、モデル案と、それぞれへの国の支援策を示す。
- ・地域クラブ活動を担う運営団体の運営費用等、特に団体の立ち上げの際には相当の費用が必要となることが考えられるため、運営団体の体制整備に対する国の財政措置等を含めた支援をお願いしたい。

2 指導者の質の保障・量の確保

- ・指導者がどの自治体においても、地域クラブ活動の指導者として指導できるよう、国において地域クラブ活動の指導資格を証明する制度の創設など、全国一律の指導者資格基準について検討いただきたい。
- ・指導者のライセンス等の取得や研修参加費用の補助の在り方、公務員活用（時短勤務、兼職・兼業）、民間企業等での平日・休日での指導が可能となるような勤務体制についても検討していただきたい。
- ・継続した地域クラブ活動を展開するため、着実な指導者の確保に向けた制度設計・在り方等を検討いただきたい。
- ・「地域連携」を進めている自治体もあり、民間の人材バンク等の職員を含めた様々な指導者について、学校教育に関する十分な理解を有すること等の条件が揃えば、学校部活動において顧問と同程度の権限等を有することができるように検討していただきたい。

3 活動場所の確保

- ・学校施設を活動場所とする場合、学校の備品と地域クラブ活動の使用する用具が混在しないよう、保管場所の検討や地域クラブ活動が学校の備品を使用する場合のルール作りについても検討する必要がある。

4 活動場所への移動手段の確保

- ・活動する子どもの移動手段の確保だけでなく、楽器等の活動に使用する用具の運搬もあることから、用具の運搬方法に加えて、運搬に係る経費に対する国の支援について検討していただきたい。

5 大会やコンクールの運営の在り方

- ・大会やコンクールの運営のあり方の検討に当たっては、子どもたちが成果を発表できる場が大きく失われないような方策を検討していただきたい。
 - ・教師に頼らない大会運営のあり方だけでなく、中体連大会に代わる大会や各種コンクール等の開催や開催に係る国の費用負担等を含めた検討をしていただきたい。
- なお、中体連大会に代わる大会等の開催を検討する場合には、大会を教育活動の一環と

するかどうかを含めて公認欠席の対象とするか否かの検討が必要である。

- ※ 『文部省通知「児童・生徒の運動競技について」の廃止に伴う新たな児童生徒の運動競技の取扱いについて』によれば、「小学校、中学校又は高等学校の児童生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会の開催は、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とする。（平成 13 年 3 月 30 日）」と記載されていることから、現在、中学校体育連盟主催の大会は教育活動の一環として参加する大会として位置付けられ、公認欠席の対象となっている。

6 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- ・学校部活動の在り方が大きく変わることについて、地域・保護者の理解が得られるよう、国として改革の意義や方向性を効果的に発信していただきたい。

7 生徒の安全確保のための体制整備

- ・地域クラブを担う運営団体・実施主体が安心して活動できるよう、活動中の事故や不適切行為等への対応や責任の所在等について相談できる専門的な人員配置に必要な経費の補助など、体制整備に係る費用について国の支援を検討いただきたい。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」

中間とりまとめに対する意見

団体名 全国市町村教育委員会連合会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

1 はじめに

中間とりまとめの内容においては、概ね部活動改革の内容と見通しが持て、理解できる内容となっている。但し、具体的な中身については、実施する上で不安なことが多く、学校等においては、足並みそろえて改革を進めることが難しい状況である。特に、地域の実態や委員会の部活動改革の決断が不明瞭な地域もあり、今後の国の方針を明確にしたとりまとめを通して、期待するところである。全国市町村教育委員会連合会において寄せられた意見等をまとめてみると、共通した課題や地域ごとの課題等、様々な課題がある。今後のとりまとめの中で、それぞれの課題解決のための具体的な方策を明記して、部活動の地域展開がスムーズに図れることを期待する。

2 本連合会で特に多かった意見

①部活動の学習指導要領の位置づけの明確化

- ・あいまいな表現ではなく、地域展開に即した言葉で表現して欲しい

②財源・費用（運営費や保護者負担を含む）の課題

- ・指導者への報酬、場所代、交通費、運営費、参加費等

③教師の関わり方

- ・兼職兼業について、働き方改革の成果が見られる地域展開となるのか。

④児童生徒・保護者・地域・教師への広報活動の在り方

- ・全国において、足並みを揃えての、地域展開が進められていない現状を考えると、地域によって、児童生徒・保護者・地域・教師の意識にも大きな差があることが伺える、そこで、国のリーダーシップのもと国民の意識を変える広報活動が必要である。各市町村の教育委員会や学校が自信をもって部活動の地域展開が進められるようになることを望む。

⑤指導者や場所の確保

- ・教師の軽減ばかり目立って、地域・保護者の負担になる現状、指導者や場所の確保ができ、持続可能な活動ができるのか不安がある。

⑥今まで実施してきた大会等の運営や参加の仕方

- ・平日に大会等がある場合、児童生徒の出欠席扱いなどの細部にわたる問題等

⑦地域クラブ活動に関すること

- ・定義・要件等、児童生徒にとって参加しやすい、参加したい活動が展開できるか。

概ね、以上のような課題や不安があげられました。ぜひ、理想と現実の差がなくなるように、今後のとりまとめをしていただきたい。

3 今後のとりまとめに向けて

学校は改革を進めたくても難しい課題に直面しています。改革を進めるためには、市町村の教育委員会や文科省の心強い支援が必要となり、スムーズな地域展開へと繋がります。

現在、実行力のある市町村では、取り組みが始まっています。ここで、「やっぱりそのやり方ではだめだったか」となってしまうと改革が停滞してしまい逆戻りになりかねません。何より生徒や教師のモチベーションもさがってしまいます。国がしっかりと支援をするとともに、まだ進まない地域においては、専門のコーディネーターを派遣するなどの支援を期待します。

今後のとりまとめに向けては、各市町村ごとに実態が異なるため様々な問題点を抱えていることを考慮し、各市町村の声を聴いていただき、学校、教育委員会、国がそれぞれが頑張れることを明確にして推進できることを望みます。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 全国都市教育長協議会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

1 改革の理念及び基本的な考え方等

(1)改革の理念

急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保・充実していくことが改革の主たる目的であり、当事者である生徒を中心に考え、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要とする改革の理念のもと、その具現化に向けてしっかりと制度設計を進めていくことが何より肝要であるとする。

(2)地域クラブ活動の在り方

実現が期待される新たな価値の例にある「生徒の個性・得意分野等の尊重」は、「令和の日本型教育」の理念とも合致するとともに、地域展開においても、生徒の多様なニーズへの対応が可能となることは望ましいものである。

また、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）は、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくという改革の目的に合致するものであり、体制整備が叶うことを期待するものである。

そうした中、文化芸術活動においては、スポーツ活動と異なり、運営・実施主体や指導者が個人になる場合も多く、国の地域クラブの認定方法の指針にあたっては、部活動指導員制度のように基礎自治体の教育委員会等が専門性や適性等を確認して認定するという在り方もあるのではないかと考える。

加えて、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として地域クラブの定義・要件や認定主体、認定方法等について示していく必要があるとしているが、この件については公的支援の有無との関係もあることから早急に示していただきたい。

(3)地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

「地域移行」という表現は、ともすれば部活動を学校から地域に切り離すという印象が強く、部活動改革に躊躇している学校や自治体もあるのではないかと。中間とりまとめの新たな「地域展開」の名称は、学校を含めた地域全体で部活動を支えていくという改革の理念が簡潔明瞭に示されているよい名称であると思う。

(4)改革を進めるに当たっての基本的な考え方

改革の理念を実現するためには、国の財政支援が必要不可欠である。中間とりまとめでは、「受益者負担と公的バランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支

え合いながら適切な支援を行うこと」となっており大変有り難いと考えている。

基礎自治体にとっては、保護者や地域の理解なしには部活動改革を進めることは不可能である。中間とりまとめでは、「国が先頭に立って、改革の理念や改革の進め方、費用負担の在り方等について丁寧な周知・広報を行っていくことが重要であること」されており、これから部活動改革を行う自治体にとっても周知を進めやすいと考える。

2 今後の改革の方向性

(4)次期改革期間における費用負担の在り方等

基礎自治体にとっては、改革の理念を実現するためには、財源確保が大きな課題であり、中でも国の財政支援が必要不可欠である。中間とりまとめでは「公的負担については、国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要である」となっており大変有り難い。

受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方について、円滑に改革を進めるためには保護者の理解が不可欠である。中間とりまとめでは「次期改革期間に向けて、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要がある。」とされているが、自治体間で大きなばらつきが出ないように、国において一定程度の費用負担割合や金額等の目安を示していただきたい。

3 地方公共団体における推進体制の整備等

(2)都道府県の役割及び複数の地方公共団体に関わる広域的な対応

都道府県のリーダーシップの有無が自治体格差を生んでいる要因の一つとなっている。中間とりまとめでは、「都道府県が広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮するとともに、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行う」とされており、国・都道府県・市区町村と一体的な取り組みが今以上に進むと期待できる。

今後、自治体間の格差を解消・緩和し、生徒・保護者等が不公平感等をもつことのないようにするためにも、国・県・市区町村の支援の役割分担をさらに明確にしていきたい。

4 学習指導要領における取扱い

地域クラブについては、「教育的意義を有する活動」であり、「生徒の望ましい成長を保障するもの」とされ、活動の実施に当たって、「地域クラブと学校との連携が大切」と明確に位置づけがされている。次期学習指導要領の改訂に当たっては、この趣旨に沿った記載が望まれる。

また、現行学習指導要領には、学校部活動が「学校教育の一環」として位置づけられている一方で、令和6年12月25日に発出された「部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂について」(通知)では「部活動は、法令上の義務として実施されるものではないこと

から学校の判断により実施しないこともあり」との記載が複数箇所に見られる。これまで学校教育が目指す資質・能力の育成に貢献してきた部活動について、国としてどう位置づけていくのかを明確にし、これまでと矛盾のない制度設計をしていただきたい。

5 その他 大会やコンクールの運営の在り方

これまで、参加校から役員や審判等を大会に出すことで運営が成り立っている競技やコンクール等がある中で、部活動が減少することで役員等のスタッフも減少し、大会の実施に支障をきたすことも懸念される。大会運営や出場要件等についても、国として一定の基準を示していただきたい。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 中核市教育長会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保・充実していくため、地域全体で関係者が連携し、豊かで幅広い活動機会を保障する仕組みを整え、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要であると考えます。

(以下、項目番号は中間とりまとめ〔Ⅱ各論〕の項目番号に対応)

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備

生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するためには、受け皿となる地域クラブの確保が重要であり、クラブの立ち上げや指導者への謝金等、運営団体・実施主体の体制整備に係る運営経費を補助するなど、財政基盤の確保が必要になると考える。

2. 指導者の質の保障・量の確保

生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図るため、指導者資格の在り方を検討し、様々な分野のスポーツ・文化活動の指導者を幅広く確保できるようにする必要がある。

4. 活動場所への移動手段の確保

地理的要因に関わらず、生徒が地域クラブ活動等に参加できるよう、公共交通機関の運行ルートの変更や、生徒が利用する場合の運賃の補助など、交通事業者への働きかけや財政支援を通して、生徒が参加しやすい環境を整える必要があると考える。

5. 大会やコンクールの運営の在り方

平日の地域展開を見据え、教員が主体となって運営している現在の大会やコンクールを、地域の人材で運営する大会に変えていく必要がある。

7. 生徒の安全確保のための体制整備

活動中の事故や指導者の不適切行為等の防止対策、事故や不適切行為等が発生した際の責任の所在や指導者資格の取扱い、生徒及び指導者の保険加入など、国による生徒の安全確保のための体制整備に係るガイドラインが必要と考える。

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

障害のある生徒の活動機会を確保・充実できるよう、活動会場をバリアフリーにするための施設改修にかかる財源の確保が必要になると考える。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 全国町村教育長会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

全国町村教育長会としての「中間とりまとめ」に対する意見をまとめました。各教育長の思いや願いが書かれております。今後の部活動改革の参考にしていただくことを切に願います。

1 改革の理念及び基本的な考え方

(1) 改革の理念

- ・ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
- ・ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する。
- ・ 生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけることを含めた、スポーツ・文化芸術の役割や意義も尊重する必要がある。 等の理念については十分理解できる。
- ・ 学校教育を取り巻く諸課題の複雑性・困難性への対応とともに、部活動改革の取組は学校教育の質の向上につながることも盛り込むことでよりいっそう保護者や地域の方々の理解・協力が得られると思います。また中学校教諭が長時間労働になっている背景には、部活動指導業務が大きな要因となっており、喫緊の課題でもある「教員の働き方改革」の推進についても本論中（欄外ではなく）に項目を立てて記載がほしいと感じます。
（文科省と財務省の大臣折衝では、今後5年間で残業時間を3割削減し月30時間程度にすることを目標に掲げており部活動改革なしでは無理だと思われます。
- ・ 教員の働き方改革を前面に押し出しすぎると、地域の理解が進まない。地域展開できない。あくまでも少子化の影響によるスポーツ/文化活動の持続可能性を推し進めてほしい。
- ・ 「・・・これまで学校単位で学校部活動として行われてきた生徒の自主的・主体的な参加によるスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、・・・」
意見⇒ このような表現だと、学校が超過勤務時間に行ってきた部活動が廃止どころか、永久に継続してしまう懸念を持ちます。明確に学校から切り離すことを明言してほしい。パンドラの箱が開けられましたので、教員の中には、すでに部活の顧問を拒否する動きが加速していると思います。
地域連携の名のもと、休日でも関わらなければならない状況が生まれそうです。休日は、学校教員を休ませなければ、その前段の「学校における働き方改革の推進を図ること」との整合性がとれません。このような表現については、反対です。
- ・ 改革の理念上記に関わって、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を目的とすることにはその通りと考える。

- ・ 「地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障」していくことについて、地域クラブの活動団体には、中学生等学齢期の生徒の受け入れに対応できない団体も多いと考えられる。
地域クラブをより活発なものとしていくために、普及・育成を視点としたスポーツクラブや、企業等の継続的な活動を、財政的に支援していく方策について検討していただきたい。
- ・ 少子化が進む中においても生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、地域全体で関係者が連携し活動機会を保障するという改革の理念を実現するに当たっては、当事者である「生徒まんなか」の視点で制度設計を行うこと、そしてそれを実現するため国等の予算を確実に確保すべきこと、さらに改革の理念や改革の進め方、費用負担の在り方等について全国の地方公共団体や幅広い関係者に国が周知徹底していくことが何より重要であると考えています。
- ・ 学校教育を取り巻く諸課題の複雑性・困難性への対応とともに、部活動改革の取組は学校教育の質の向上につながることも盛り込むことでよりいっそう保護者や地域の方々の理解・協力が得られると思います。また中学校教諭が長時間労働になっている背景には、部活動指導業務が大きな要因となっており、喫緊の課題でもある「教員の働き方改革」の推進についても本文中に項目を立ててほしいと思います。
- ・ 理想は掲げてあるものの、現実的な課題等（注釈にはあるが…）が明らかにされていないと考えるところである。なぜ、学校部活動を地域移行するのかを現実と合わせて明確にすべきではないか。
- ・ 理念は理解できるが、地域移行（地域展開）により、地方公共団体にどこまでを求めているのか。単に休日の指導の移行だけではなく、良質な指導等の実現、生徒の望ましい成長のサポート、学校との連携、学習指導要領など、これらを行える指導者の確保は困難と感じられる。
- ・ 指導者を探すとすると、普段地域で活動されているスポーツ協会の方々になってくると思われるが、現在の部活動数より少なくなる。地理的な要因でこれまで活動できていたスポーツや文化芸術活動が行えなくなるのではないかと、また継続的な活動ができなくなるのではないかと感じている。

(2) 地域クラブの在り方について

- ・ 民間のクラブチーム等と区別や質の担保等の観点から、国として地域クラブの定義・要件や認定する主体、認定方法等について示していく必要性が記載されておりますが、この件については公的支援の有無との関係もあることから早急に示してほしい。
と思います。
- ・ 現在の「地域移行」という表現では、ともすれば部活動を学校から地域に切り離すべきか、部活動を学校に残すべきか、という二項対立的な議論に陥り部活動改革に躊躇している学校や自治体があるように感じています。中間とりまとめの新たな「地域展開」の名称は、学校を含めた地域全体で部活動を支えていくという改革の理念が簡潔明瞭に示されており、良い名称だと思います。
- ・ 学校部活動が担ってきた、果たしてきた教育的意義を継承した地域クラブ活動になるよう、指導

者の研修や保護者負担の軽減等の対応を図っていただきたい。

- ・ 学校教育から生涯学習に位置付けたことを明記したほうが良い。小学生のスポーツ教室、習い事の中学生版であり、大会も競技種目ごとの協会が地域クラブを設立、存続しやすいよう各種大会を早急に企画する必要がある。小学生のスポーツ教室の指導者に協力をお願いしたところ、指導者も目標がないと動けないとのこと。部活動の廃止の時期及び中体連の大会の今後の動きが明確でないため、中途半端で動けない。例えば中体連の大会基準で団体の学校単位完全撤廃等をお願いしたい。
- ・ 学校部活動から地域クラブ活動に展開していく方向性に賛同する。
- ・ 複数のクラブへの所属も可能にはなるが、地域クラブに所属することにより、今まで以上に多額の費用負担が生じる。生徒が取り組みたい活動と費用面で齟齬が生じる可能性がある。そのため、多様な活動機会を一律に与えられるよう国における費用面の支援が継続的に必要であると考えます。
- ・ 『学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）』とありますが、大会（特に中体連）の在り方も関係してくることが想定されます。「引退」が無いとなると、例えば、現在と言う夏季大会以降について、本来引退の対象となる３年生も参加できるような意味合いでも捉えられます。「引退が無い」＝活動としてのみ捉えるのか、大会も含めて捉えるのか、もう少し明確化していただきたいです。
- ・ 保護者やこれまで部活動に携わってきた教員の視点からは「これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ」が可能かどうか不安視をしているところである。これまで学校部活動が担ってきた具体的な教育的意義を前面に押し出し、踏襲・継承の方向性を示す必要がある。
- ・ 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出という点は意図としては理解できるが、実際に可能なのか。学校が担ってきた教育的意義を地域クラブに求めるという点で、そのような人材や環境を整えることは非常に困難さを伴うと感じている。
- ・ 地域で活動されているクラブは、健康づくりや友達とのコミュニケーションを主な目的として活動されており、教育的意義の継承や発展には寄与できないのではないかと感じている。
- ・ 民間のスポーツクラブや地域の希望者が指導するクラブ等とのすみわけの明記を望みます。
- ・ 考え方には全般に賛同できる。しかし、実際に行っていくためには、課題が山積という状況である。

小さな地方公共団体では、町内の受け皿に限りがある。生徒数減少に伴い、野球、サッカー等をしたい生徒は、数年前から、他市町のクラブチーム等で活動をしている現状がある。「複数の市区町村による広域連携の取組」を進めることは、三重県南部のような生徒数の少ない地域で特に重要である。県教育委員会には、保健体育課を中心に、これまでも相談にのってもらっているが、これからも、広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市町に対して必要かつきめ細かい支援を期待したい。

(3) 地域全体で連携して行う取組名称（「地域移行」の名称変更等）

- ・ 従来の地域移行というより、「地域展開」の方が全体像として捉えやすいと思う。

- ・ 「地域移行」を「地域展開」に名称変更することについて賛成である。
部活動を学校から切り離し、地域へ丸投げするイメージを解消し、部活動を学校と地域とともに創り上げるイメージは重要である。
- ・ 現在の「地域移行」という表現では、ともすれば部活動を学校から地域に切り離すべきか、部活動を学校に残すべきか、という二項対立的な議論に陥り部活動改革に躊躇している学校や自治体があるように感じています。中間とりまとめの新たな「地域展開」の名称は、学校を含めた地域全体で部活動を支えていくという改革の理念が簡潔明瞭に示されており、良い名称だと思います。
- ・ 「①学校と地域を二項対立で捉えるのではなく、従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えて行くというコンセプトを・・・・」

意見⇒ これまで、時の文部科学省の大臣などが、高らかに地域移行を宣言してきました。言ってみれば、パンドラの箱を開けてしまったのです。後戻りはできません。学校から切り離す動きを止めないでもらいたい。教員志望者が激減している現状を打破するためにも、地域移行の考え方で進んでほしい。勤務時間外の活動、競技未経験者の顧問、など課題多数であります。

- ・ 学校部活動から地域クラブ活動に展開していく方向性に賛同する。
- ・ 「地域移行」を「地域展開」と名称を変更しても、地域の指導者の人材確保の問題や費用負担の問題等、地域で取り組まなければならない課題は山積しており、地域格差が生じている状況でもあります。これを地域の取組の「差」ととらえるのではなく、国としてその「差」を埋める取組を積極的に地方と連携して、一律ではなくその地方の実情に合わせて国で解決を図っていただきたい。
- ・ 「地域移行」は市民に浸透している。部活動指導員配置による「地域連携」もあり、また新たな名称は紛らわしい。必要性を感じない。
- ・ 地域移行の名称変更の必要はないと考える。現在、地域移行という名称のもと、認識の浸透等が既に図られている。関係者等の現場が困惑するだけとなり、名称変更に値するメリットは感じられない。まず、週末の地域移行を進めていくための方針を作成中である。ただ、完全に部活動を学校教育から地域移行していくには、人材の不足、交通の不便さなどによる課題もあり、地域展開という言葉は、重く感じられる。
- ・ 「学校と地域を二項対立で捉えるのではなく、(略)地域全体で支えていくコンセプト」と言う考え方は理解できるが、幅のある捉え方が現場に混乱を与えることのないよう配慮する必要がある。
- ・ 名称変更賛同します。
- ・ 部活動改革については、地域の受入体制の整備がまずは必要であり、部活動を地域に一気に移行することには無理がある。本町においては、まずは土日の部活動の地域運用を考えていることから、ご提案のとおり、「地域展開」にさせていただいた方が実態に即している。

また、地域全体で連携して充実した活動を行うという意味からも、「地域展開」の方が理念にそった名称だと考える。

- ・ 「地域展開」がより適切で良い呼称である。「移行」は完全にまかせっきりの印象もあるので。

- ・ 地域移行から「地域展開」と変更された名称が与える印象は、学校部活動以外の種目も、休日の活動として地域で取り組むような印象がある。学校部活動から切り離された休日に、子ども達が居場所を得る意味ではとても有効である。平日と同じ種目を受け皿として休日に用意できない場合にも、対応できる考え方として意味があるものの、平日と休日に同じ種目の受け皿を準備することに最優先で取り組んでいる市町との差が大きくなることが心配である。
- ・ 考え方には全般に賛同できる。しかし、実際に行っていくためには、課題が山積という状況である。

(4) 改革を進めるにあたっての基本的な考え方

- ・ ここにきて国を始めとした実行会議などから「地域全体で～、各地域において～、地域の実情等にあった～、都道府県・市町村が～」などの文言が多くなっており、国や実行会議のリーダーシップがやや後退しているように感じる。改革は未だ道半ばで、最終的には受益者負担や市町村等による公的負担を目指すこととなるが、現段階で国や都道府県の予算が縮小されると再び学校に部活動が戻りかねない状況にある。引き続きの国として関連予算の確保をお願いしたい。
- ・ 改革の理念を実現するためには、国の財政支援が必要不可欠です。中間とりまとめでは、「受益者負担と公的バランス等の費用負担の在り方尾検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと」となっており大変有り難いと考えています。
- ・ 基礎自治体にとっては、保護者や地域の理解なしには部活動改革は進めることはできません。中間とりまとめでは、「国が先頭に立って、改革の理念や改革の進め方、費用負担の在り方等について丁寧な周知・広報を行っていくことが重要であること」されており、これから部活動改革を行う自治体にとっても周知を進めやすいと思います。
- ・ 中間とりまとめでは、「対面とデジタル技術を活用した遠隔指導やデジタル動画による自主学習等を最適に組み合わせる等、新たな手段も最大限活用しながら取組を進める」と記載されていますが、GIGA スクール構想第2期を迎える中、今後の議論の中で、ICT活用の具体的な好事例の蓄積と横展開を図っていただきたいと思います。
- ・ 国がイニシアチブをとり、改革を進めていただくことを期待する。
- ・ これまで、無償であった部活動、機会均等であった部活動の意識が地域住民には強く、理解が進まない。将来的に受益者負担はクラブ運営には必要であるが、改革当初は、国の大きな支援が必要。また、県の主導がなければ進まない。
- ・ 地域クラブへの移行を進める中で、保護者からの意見として、「平日は学校の部活動費、休日は地域クラブでの活動費」が必要となり、保護者の経済的負担が増となるのではないかと懸念している。地域クラブへの移行後の一定期間は、激変緩和として公費(国・県・市)による経費補助が必要である。
- ・ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導が行われることが重要とした場合、有資格の指導者が極めて少ない環境では、生徒が多種多様な体験ができる環境づくりは難しい。活動経験のある地域住民や保護者が作る団体に対して配慮した記載が必要である。
- ・ 『地域の実情等に応じた多様な選択肢』ということで、市町の状況により方法が異なることは、地域移行、地域展開の方針として十分理解しているところではあります。しか

しながら、人口減少が急速に進んでいる小さい自治体にとって、中間とりまとめに記述がある、「地理的問題や指導者の不足」、また、予算の部分も含め、やはり限界があると思います。全ての自治体が都心のように交通網が整備され、指導者となり得る人材が十分に確保できるような状況では無い、ということをご理解いただきたいと思います。

- ・ 『受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方』を検討するということで、例えばどのような負担割合が望ましいのか、国、県からまずは模範的なものを示していただきたいと思います。従来、受益者負担はほぼゼロの状態だった学校部活動が、地域の活動になる＝指導者の謝金や場所の借上げ料、必要があればバスの借上げ代などが必要となり、受益者が一番気になっていることはその負担の割合や金額だと思います。小さい自治体であればあるほど受益者への説明は難しく、また、公的負担についても限界があります。地域に対して、市町の説明責任はもちろんあると思いますが、国、県からまずは大々的に周知をして、地域の方々に意識付けをするような動きをとっていただきたいと思います。
- ・ 指導者の確保が大いなる課題である。また、休日の部活動の地域移行を進めるために、部活動指導員の数を増やす方向性で進めているが、地域移行と部活動指導員の増員とは方向性が一致しないように思われる。地域移行をするためには、部活動指導員をなくすことが必要であるが、現段階では部活動指導員に頼らざるを得ない。
- ・ また、少子高齢化の中で地方の小さな教育委員会予算には限りがある。そのため、地域で部活動指導者を確保し効果的に運用するためには、国として予算を是非確保していただき、人口の少ない市町村でも無理なく運用ができるようにしていただきたい。
- ・ ・ 3つ目の1行下の「その際には、参加者が中学生であることを踏まえた、適切な資質・能力を備えた……」を「その際には、参加者が中学生であることを踏まえ、教育的な視点に立ち適切な資質・能力を備えた……」とするのはどうでしょうか？
- ・ 4つ目の「地理的要因や指導者不足といった事情に関わらず活動できるようにすることが極めて重要であり、……」を「地理的要因や指導者不足といった事情を理解したうえで活動を停滞させることなく、より円滑に進めることが極めて重要であり、……」とするのはどうでしょうか？
- ・ 特に費用負担の在り方については議論を進めていただきたい。
- ・ 本改革の大きな課題点は中体連の存在であると考えます。中体連そのものの在り方や今後の方向性についても議論を進めていただきたい。
- ・ 大会等への参加をなくす方向で議論を進めていただきたい。
- ・ 国の積極的な支援が必要。市町村負担の場合、財政状況により公的負担の格差及び交付負担の可否が生じることになり、「生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備」等の理念の実現が困難になると考えます。
- ・ まず指導者の確保が難しい。零細な町では、人口そのものが少なく、子どもたちのニーズにあった指導者を確保すること自体に課題がある。各自治体単位での地域展開は状況によっては、他自治体との連携が重要になると思われる。
- ・ 指導者の確保について、どんな方を想定しているのか。一般の方も仕事をしている方が多く、「教職員の働き方改革のためにというが、私たちも働いている」という声も聞いたことがある。
- ・ 受益者負担と公的支援のバランスが重要とあるが、報道で貧困状態の子どもが 9 : 1 で

存在するとされるなか、部活動の地域展開によって、やりたい活動が制限されることのないようにしたい。

- ・ 仮に他市町での活動に参加したくても、保護者の送迎に頼らざるを得ない子は、参加自体が難しくなるのではないかと危惧している。

2 改革推進期間の成果と課題

- ・ 「地域の実情に応じて」という基本的な考え方のために、近隣の市町でもその取り組みがまちまちである。地域によっては、近隣の市町にしかない競技施設もあるため、ある程度近隣で足並みを揃え、単独市町だけでなく広域でも地域展開を考えることが必要である。
- ・ 地域に指導者や受け皿となる団体があるかどうかなどの地域のスポーツ・文化資源は、地域によって大きく異なることをしっかりと理解し推進していただきたい。
- ・ 本町では、令和5年度からスタートし、現在4名の部活動支援員を配置しているが、平日、休日に共通して部活動に対応した人材の確保が容易ではなく、課題となっている。部活動は、人間形成の場として指導者には技術的なレベルだけでなく、生徒との接し方など細やかな配慮ができる人材が適切であると考えており、単なる「技術指導ができる経験者」という位置づけではない指導者への報酬単価を考慮した補助をしていただきたい。国においては、実証事業で得た成果等をふまえ、解決方法等を広く示し、適切なサポートをしていただきたいと考えている。
- ・ 『改革推進期間』、『早期の実現』、『より一層の改革』などの言葉を度々使用されておりますが、例えば、令和〇〇年度からは休日（平日）の部活動は行わない、など、より具体的な方針を出して、部活動の地域移行・地域展開について、国、県、市町、そして地域の方々に共通する認識を持たせた方が、改革は進むと思われます。
- ・ 現在、教育委員会学校教育部局がスポーツ部局と連携しながら部活動改革を取り進めているが、最終的にはスポーツ部局が主体となって担当することを想定し、部活動改革と中学生スポーツクラブの拡充の同時進行で進めていく必要がある。

3 今後の改革の方向性

(1) 基本の方針

- ・ 「学校との連携」は今後も継続して行かなければならないと思います。しかし、教職員の働き方改革における「教職員の負担軽減」や、「部活動」を地域に「移行並びに展開」して行くことは、最終的に子どもたちのためであるというところに立ち返りながら、当初の方針から外れることなく進めていただきたい。

(2) 改革の進め方

- ・ 地域展開を進めていく際には責任の主体、マネジメントなど、学校との連携を考慮しなければならない。まずは、休日の地域展開からスタートし、その成果を生かしつつ、

課題を整理しながら、平日についても移行していくことが必要である。

① 休日における取組方針

- ・ 現状の指導者の出席状況を鑑みると、休日は学校期間中の土日祝と長期休業期間中の平日（春、夏、冬休み）と分けて考えることも必要と考える。
- ・ 指導者は他の仕事をしている場合が多く、長期休業中の平日には出席できないことが多い。
- ・ 指導者が確保できなければ、地域クラブ活動は休止せざるを得ない。そういった状況も取組方針に反映できないかと思う。
- ・ 学校部活動を学校から切り離し、教員の働き方改革につながるようになるのか疑問を持ちます。そもそも、休日において行政サービスや教育活動の提供をしなければならないのかが問われます。休日に学校が地域連携の名のもと、完全な休暇休養を取れないことが課題です。
- ・ 休日についても平日については早く実行したいと考えているが、以下の「5 学習指導要領における取扱い」と「3(4) 次期改革期間における費用負担の在り方等」の様子見により踏み出せないでいる。早急に示してもらいたい。
- ・ スポーツクラブについては、受け皿となる団体がある程度存在し、取り組みを進めることができると考えているが、吹奏楽部については、楽器の移動手段や活動場所、指導者のいずれの確保も難しく、今後も地域展開は困難な状況である。
- ・ 原則休日の部活動は行わない方向で議論を進めていただきたい。
- ・ 過疎化の進む中山間地の町村では、部活動指導員として指導できる人材が存在しない、そしてその解決策を見いだせない状況の把握をしていただきたい。

② 平日における取組方針

- ・ 地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細やかなサポートを通じて地域展開を後押しするとあるが、本町においては財源の問題や指導者の確保など課題が山積している。
- ・ 平日の改革となると、休日以上の困難さがある。平日の展開を見据えた上で、持続可能（安定的・継続的）な地域展開ができるような、国としての具体的なサポートを早く示していただきたい。
- ・ すでに他県の市町では、平日の部活動廃止という動きが見られる。平日の移行は不可避。具体的な目標期間を定めることで、推進しやすくなる。
- ・ 指導者の確保は難しい。また、指導者の都合に合わせた活動時間や活動場所の設定になること
が予想され、やむを得ず活動を断念する者も増えるように思われる。
- ・ 地域クラブにおける休日の指導は可能であっても、平日において会社勤め等の指導者が多い中、完全移行が可能か不明である。地方における指導者の確保と生計が成り立つ仕組みづくりについて、国が方針等の具体策を示し、県が県下統一した形で指導的役割を担っていただく必要があると考える。
- ・ 平日も地域展開をしていく際には現在の学校で定めている「部活動規定」が当てはまらない部分、例えば活動時間を延長によって下校時の安全をどう確保するのかなど課

題も出てくる。地域指導者の時間に合わせて、そういった規定を見直すにあたり、生徒の安全管理対策をどうするか、責任主体はどこにあるのかを明確にする必要がある。

- ・ 中山間地では、指導者の確保が休日以上に困難。平日の地域展開が現実的な計画なのか、具体的な根拠をもって検討していただきたい。
- ・ 地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進めるとあるが、現実的に、休日に行えることが平日にもできるとは想像できない。安易に考えるなら、委託によって可能となると思われるが、多くの人材と膨大な資金が必要となり、地域間格差が生まれることは必至である。

(3) 次期改革期間の設定

- ・ 次期改革期間の前期（R8～R10）終了後に中間評価を行うとあるが、目指すべき評価の基準等にまで言及をして欲しいと考える。
- ・ 次期改革期間は、前期3年間、後期3年間の計6年間で設定され、前期の間には、確実に地域展開等に着手することが重要とされている他、前期終了後には中間評価を行うこととされており改革期間としては妥当だと考えています。
- ・ 今後の改革期間として、地域の現状を考えると前期・後期に分けて弾力的に対応していくことは必要と考える。
- ・ 道府県や市町村によって温度差があることは理解しているが、改革期間が伸びたからといって地域の実情に応じた改革が進むとは思わない。明記されている「中間評価の段階で改めて取組方針を定め～」の記述には、国の方針に従い改革を進めてきた立場としては不安を感じる。
- ・ 前期、後期にどのような姿を目指す（完了する）のかが漠然としており、「前期の間には、確実に地域展開等に着手する必要がある」と言う表現の意図が分からない。
- ・ 3つ目○「このような状況を踏まえ、……次期改革期間（仮称：「改革実行期間は、前期3年間（令和8年度～令和10年度）、後期3年間（令和11年度～令和13年度）が長すぎると思います。前期2年間（令和8年度～令和9年度）、後期2年間（令和10年度～令和11年度）は無理でしょうか？

(4) 次期改革期間における費用負担の在り方等

- ・ 「地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要。」
「企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。」とあるが、本町のような小さな自治体でそのようなことが可能なのか、全く見通せないのが現状。
- ・ 大都市圏や大きな自治体では域内に大学やスポーツ団体、NPO、企業等のいわゆる受け皿（運営にあたる団体等）が一定程度整っており地域連携・展開が行いやすいと考えるが、本町のような小さな自治体・地域では近隣の自治体も含め上記で述べたような受け皿が少なく、生徒が行いたいスポーツ活動や文化活動が行えないのみならず、行える環境を求めて都市部に移住する（人口流出）ということも十分考えられる。

このようなことになれば、現在我が国の課題でもある「都市部への一極集中」「中山間地の過疎化」がますます加速するのではないかと危惧するところである。

そこで、今後の推進にあたっては、どこに住んでいようが生徒が希望する部活動ができる環境整備をするために、財政力の弱い自治体等でも受け皿が整えられる財政支援を強く求めたい。

- ・ 地域展開を民間事業者へ委託した場合における国庫補助金等の制度創設をお願いしたい。
- ・ 地域展開を円滑に実施するためには、国・都道府県が責任をもって財源を確保しないと推進できない。財力の乏しい町村で地域展開が推進できない。国・都道府県・市区町村で支え合うという文言では財源確保の所在が不明確である。
- ・ 基礎自治体にとっては、改革の理念を実現するためには、財源確保が大きな課題であり、中でも国の財政支援が必要不可欠です。中間とりまとめでは、「公的負担については、国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要である」となっており大変有り難いと考えています。
- ・ 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方について、円滑に改革を進めるためには保護者の理解が不可欠です。中間とりまとめでは、「次期改革期間に向けて、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要がある。」とされていますが、自治体間で大きなばらつきが出ないように、国において一定程度の費用負担の割合や金額等の目安を示していただきたいと思います。
- ・ 公的負担について、最も関心の高いことでありますが、今後の検討の中で早期に財源を明確にしてほしいと考える。
- ・ 経済的に困窮する世帯に対し、さらなる受益者負担を求めることは難しく、今後、体験格差につながっていくことは想像できる。指導者やスポーツ団体、または各世帯に対し支援する制度を構築していく必要がある。
- ・ 令和8年度から次期改革期間に入ると考えると、予算計上の都合上、令和7年の夏頃までには受益者負担と公的負担のバランス等の費用負担の在り方を示してもらいたい。
- ・ 小規模自治体においては、企業版ふるさと納税等による新たな資源の継続的な確保等は無理である。また、県も財政難であり、支え合うというきれいごとが成立する状態ではない。国においてしっかりと手当をしてもらわなければ地域によって大きな差が生じ、結果、子どもたちの活動に格差が生じてしまう。
- ・ 現状では、県費負担教職員ということで市町村への負担はありませんでしたが、これが地域展開された場合、指導者に対する人件費等を対象の保護者が負担するだけでは成り立たず、応分の負担が国・県・市町村で賄うことになると思います。

しかし、市町村にしてみれば新たに発生する費用となること、また各市町村の財政状況により格差も心配されるため、できる限り国・県レベルで費用負担をお願いしたい。さらに低所得者への対応も必要となります。また、都市部や中心部の生徒であれば近辺に対象クラブがあり、交通機関が発達しており、電車・バス・或いは自転車で参加が可能と思われるが、郡部等は自転車で通える範囲での対象クラブはほとんどなく公共交通も少ないため、平日での練習はほぼ不可能となります。土日・祝日に参加するとして公共交通が利用できた場合、また送迎バス等を運行する場合には、その費用の負担も考慮し

ていただきたいです。

- ・ 公的負担については、国の大きな支援が必要である。全国的な取り組みである地域展開（移行）であれば、企業版ふるさと納税等により特定自治体に寄付をする理由が企業側に無いと考える。また、都会と違い、地方の田舎にある自治体には寄付金を捻出出来る企業が多くなく、国の金銭的支援が無ければ財政的に地域展開は厳しい。
- ・ 文化庁とスポーツ庁の実証事業における支援額に大きな差が発生しているが、吹奏楽部など文化系部活動において多額の金銭的負担が発生するものがある。このため、文化庁による実証事業についても、スポーツ庁と同程度の支援を求める。
- ・ 経費負担については保護者の関心が最も高いところでもあり、公的負担の在り方について、具体的な試案を示して欲しい。
- ・ 地域移行以前より活動している地域スポーツクラブに対する補助はするのか。
- ・ 1（4）と同じような意見となりますが、受益者負担と公的負担、どちらについても限界があることをご理解いただきたいと思います。現在、国や県の補助で何とか賄うことはできるかもしれませんが、その先、果たして持続可能な活動環境を整え、更にそれを継続させていけるのか、全国を見ても、小さい自治体には難しいと思います。現在、実施している補助事業を今後も継続していただきたいと思います。また、経済的な困窮世帯への支援についても述べられていますが、支援の基準等の軸になるものを、まずは、国や県が統一化したものを提示してほしいです。それが市町が説明するうえでの根拠資料にもなってくると思います。
- ・ これまで教員がボランティアで取り組んでいた現状から、すべての指導者に謝金を支払うといった制度になれば、人件費がかかることは間違いない。受益者負担を増やすことは望ましくないことから、国からの補助事業の拡充を要望したい。特殊業務手当や部活動指導員の配置が縮小され地域スポーツの指導員配置のための予算措置に移行していくことができれば、地域展開は加速化すると思われる。
- ・ 部活動への入部率が7割と減少する傾向にある。その要因の一つは、近隣の社会体育クラブに入部する生徒が増加してきていることにある。社会体育のクラブには一切公的な金銭的援助がない中に、学校部活動からの地域移行するための部活にだけ公費からの支援を行うことの是非が問われるのではないかと考える。社会体育への入部者は受益者負担である。
- ・ 「地方公共団体において、（中略）費用負担の在り方を検討する必要がある」といった内容や2項目目の「新たな財源の確保」とあるが、結局は地域差を生むものであり、国は口を出すがあとは地方公共団体次第だと理解する。このような大きな改革が地域格差を生むものでよいのか。GIGAスクール構想と同等の大きな改革だと考えるところである。
- ・ 「家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう」という記述があるが、全くその通りであると思う。しかし、この地域展開では、どうしても格差が生まれてしまうように思えてならない。

(5) 更なる改革のために特に地方公共団体等に伝えるべきこと

- ・ 保護者の関心は、我が子の活躍する姿を大会で見ることである。中体連の大会への参加はハードルが下がっているものの地域クラブとして大会出場に係る手続き等の煩雑により躊躇しているクラブが多い。今後も中体連大会に参加できるような体制が必要であ

る。

- ・ 役割分担を行う団体等にガイドラインに記載されている保護者会や同窓会などの想定が削除されている。部活動数に対し指導者数が極端に足りない地域では、これらの地域団体の協力がなければ、地域展開の拡大は難しいと考えている。

4 地方公共団体における体制整備等

- ・ 民間のスポーツクラブと地域クラブの定義づけをきちんと行い、地域クラブの責任主体を明確にするなど地域クラブの位置づけや体制整備が必要になる。

日本中体連、県中体連等も地域展開に対し、柔軟にかつ積極的に協力してもらうよう要望したい。部活動改革の過渡期に当たる生徒が地区大会や全国大会に出られないなどの不利益を被らないようにしていただきたい。

(1) 地方公共団体内における推進体制の整備

- ・ 推進体制の整備を行うために、スポーツ担当部署、学校部活動の所管部署、それぞれの関わり方の最終目標が明示されればより推進を行いやすいと思う。
- ・ 小規模自治体では教育委員会の組織が数名で構成され、人材の確保もままならない状況である。地域スポーツのための専門部署の設置や人的配置は困難である。また、隣接市との広域連携を求められても遠距離であり実現性は低い。
- ・ 1つの市区町村における対応が困難な場合だけでなく、前述のように広域連携が必要である。
- ・ 専門部署、総括コーディネータの設置が「重要」となるが、小さな市区町村では、現実的に組織や人員配置は不可能。「望ましい」という表現としていただきたい。
- ・ 改革を進めるためには、その地域の現状と課題を分析した上で学校や地域人材との調整を丁寧に行う教育委員会のスタッフが必要不可欠である。小さな市町村では1人のスタッフに過度な業務が集中すること考えられることから、国や都道府県において、部活動地域展開の改革業務担当のための人的配置を是非ご検討いただきたい。

(2) 都道府県の役割及び複数の地方公共団体に関わる広域的な対応

- ・ 都道府県のリーダーシップの有無が自治体格差を生んでいる要因の一つであると認識しています。中間とりまとめでは、「都道府県が広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮するとともに市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行う」とされており、国、都道府県、自治体と一体的な取り組みが今以上に進むと期待できます。

今後、自治体間の格差を解消・緩和するためにも、国・県・市町村の支援の役割分担の在り方をさらに明確にしていきたいと思います。

- ・ 県においても、体制整備に向けたサポートや、様々団体に対する協力・支援の要請等の働きかけをお願いしたい。
- ・ 都道府県の強力なリーダーシップが必要であり、市町に対して必要な支援及び指導も必要である
- ・ 各市町で受け皿の団体数や指導者数、生徒数に大きな差があり、部活動にかわって地域クラブで充足させることは、市町単体では非常に厳しい。一方、近隣市町の協力を得て実施する場合には、公共交通機関が衰退する中で、生徒の移動手段をどう確保するかが課題となる。このように広域的観点での対応が必要と考えられる際は、県主導で地域ク

ラブの受入れ体制について調整するとともに、指導者の育成にも格差のないよう推進していただきたい。

5 学習指導要領における取扱い

- ・ 学習指導要領に部活動と教育課程との関連が明記され、国としての位置付けや方針に基づき、現在の部活動が運用されている。この国の方針をどのように整理するのか、また改革を進める際の進め方や費用負担の在り方についても、国が先頭に立って各学校教職員が理解できるようにご提案いただきたい。
- ・ 地域クラブについては、「教育的意義を有する活動」であり、「生徒の望ましい成長を保障するもの」とされ、活動の実施に当たって、「地域クラブと学校との連携が大切」と明確に位置づけがされている。次期学習指導要領の改訂にあたっては、この趣旨に沿った記載が望まれます。
- ・ 学習指導要領における取扱いに関わり、学校部活動と地域クラブ活動の在り方・関わりについては検討後速やかに示してほしいと考える。
- ・ 現行の学習指導要領の記載から、教育課程外ではあるが、教職員に対し、休日・平日の部活動の顧問としての従事を依頼している状況がある。

次期の学習指導要領の記載によっては、部活動の顧問として依頼できる根拠とならない状況も考えられる。平日の活動についても段階的な地域展開を進めるのであれば、十分熟慮された記載にしていく必要がある。

- ・ このことが真っ先に示されなければならないものとする。抛り所が不明確な中で改革を進めているのはおかしい。次期改定時に合わせるのではなく、早急に示してもらいたい。
- ・ 学校現場の混乱を招くことがないようにお願いしたい。
- ・ 子どもたちの自主的自発的な活動の場として、地域クラブを明記してほしい。
- ・ 学習指導要領に地域クラブの意義について記載するのであれば、小学校のスポーツ団体についても何らかに関連について触れる必要もあるのではないかと考える。
- ・ 中学校の学習指導要領に部活動に関する記載がある限り、学校部活動が継続し、本当の意味での地域移行が推進できないのではないかと。
- ・ 新たに自然発生的に社会体育と同じように好きな児童生徒が集まり、指導者が生まれ、そのスポーツ（競技）を楽しむ方向性が必要ではないかと。
- ・ 十分に検討をお願いする。
- ・ 地域クラブでは、スポーツや文化活動の指導が主なものになると思われ、教育的な意義や生徒の評価までを行える指導者の確保は困難であると感じている。
- ・ 過疎化の進む中山間地の町村では、今まで通りの学校部活動が一番現実的と考えます。
- ・ 教育活動としてどのように位置づけるのか。これが部活動の全てを左右する。総花的に記述することは避けて、明確な位置づけを期待している。

その他

- ・ これまでの経過を見ると、部活動としての考え方が大きく広がり、その在り方が随分変遷してきた。現時点の様々な動きを進めるにあたり、常に障害となっているものが、土日に行われ来た試合のあり方である。中体連については一定のガバナンスが効くとして

も、協会の試合についてはむずかしいため、部活動の改革を進める上で、試合のあり方をきちんと整理しなければならない。

各論（個別課題への対応等）

2. 指導者の質の保障・量の確保

指導者の確保すら困難な自治体において、指導者の質（教育的意義を有する活動、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を保障する活動、生徒の望ましい成長を保障する活動）を問えるだけの（求められる）指導者が存在するのか不安である。

- ・ 大学がない中山間地では、指導者に大学生を活用できない現状。この点の検討も望みます。

4. 活動場所への行動手段の確保

- ・ 2024 年問題のように、地方では深刻な運転手不足による路線バスやスクールバスの減便が生じている。「活動場所への行動手段の確保」について、安易にスクールバスの活用等を記載せず、地方の実情に適した新たな方策の検討を望みます。

5. 大会やコンクールの運営の在り方

- ・ 「総合的なガイドライン」に沿って、中体連では数種目の全国大会廃止の方針を示したり、スポ少でも全国大会をリーグ戦形式に変更した動きがある中、依然として、各中央競技団体が主催する全国大会の精選はほとんどなく、多くの予選大会が開催されている現状に疑問を感じます。

7. 生徒の安全確保のための体制整備

事故等の防止、暴力・暴言等の不適切行為の防止、地域の専門家のネットワーク化、トレーナーの効果的な活用・資格の在り方検討等とあるが、どの部署がコーディネートするのか等課題が多い。

- ・ 学校現場では、不登校やいじめ問題の対応等の課題、教師不足の問題もあります。こうした現状から目をそらすことなく直視し、将来を見据えた取組に早急に着手すべき局面にあります。最終まとめの「おわりに」に力強いメッセージを盛り込んでいただき、国の本気度を示していただきたいと思います。
- ・ 文化部、特に吹奏楽部の場合、特に楽器の管理や保管、移動、会場費等に係る特有の課題があるため、学校外での活動が困難としている学校が多くあると「実証事業事例集」でも報告され、地域連携・地域移行の大きな課題となっています。地域文化クラブ単独についても、自治体のニーズを踏まえて「部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金」の対象としていただけると課題解決の大きな支援になると考えています。
- ・ 現在、今後の部活動の方針として「部活動」の継続を打ち出している自治体も見受けられる。小規模の自治体には、子どもを指導できるスポーツ団体が少なく、スポーツ・文化活動を体験する機会の確保を第一に考えていくと、学校部活動を中心とした地域展開を考えざるを得ない状況もある。

「地域の指導者」や「部活動指導を希望する教職員の指導」による部活動運営が「地域展開」となりえるのか方向性を示していただきたい。

- ・ 中学校体育連盟や中学校文化連盟との連携についても十分な協議が必要である。それぞ

れの開催する大会は、教職員が中心となり運営を進めており、関東・県大会・地区大会も含め、部活動数の減少から運営する教職員が減り、かなりの負担となっている状況がある。生徒たちが、これまでの練習の成果を発揮する場や、目標としてこのような大会は重要である。

地域展開に向けては、こうした中体連・中文連の大会等を従来の運営で進めていくのではなく、各スポーツ協会等が主催する大会へと移行してくために、学齢期生徒の大会を運営するための組織の構築を各団体に依頼するなど、教職員が関わらない大会運営への移行が急務である。

- ・ 改革の方向性等については賛成しており、特に意見ではありませんが感想として、現実的にどうなのかという不安があります。それは、地方へ行けば行くほど指導する人がいないということです。必ずしも高い専門性を要求するものではありませんが、絵に描いた餅に終わりはしないかということです。

特に、教員の働き方改革との関係から、学校業務と切り離れたところで、教員に関わってもらえば良いのではという考えもあります。

結果、地域に指導者（部活指導員含む）がいなくて教員が学校業務外で指導することになるような場合、一人の教員から見れば、全然業務量が減ったことにはならないだろうし、むしろ業務量が増えることにつながる可能性もあり、また、同調圧力を生じさせる原因になりはしないかということにも危惧します。

- ・ 教員の意識改善が必要。部活動に熱意をもって取り組んでいる教員もあり、受け皿となる地域クラブ側との認識の違いが多々見られる。
- ・ 地域クラブ活動を目指すのであれば、部活動の完全廃止、地域クラブ活動の完全独立であり、それに伴って各競技人口が減るのは仕方がなく、底辺拡大（維持）を目標にするのであれば、中学生ではなく小学生から力を入れるべきである。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 全日本中学校長会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

1 改革の理念及び基本的な考え方等

- 改革の理念については賛同できる。令和4年6月に室伏スポーツ庁長官に手交した「運動部活動の地域移行に関する検討会議」での提言から一貫した継続した理念であると捉えている。今後さらに、スポーツ庁、文化庁としてこの改革を主導し、自治体、関係団体への強いリーダーシップで改革を実行していただきたい。少子化の進行は部活動改革の要因の一つであるが、一方で高齢化や国民全体としての所得の伸び悩みにより、民間主導で学校部活動に代わる団体の設立、指導者の確保が困難な状況は、当初から見込まれていた課題である。官がリードして民間等と一体になって、この施策に取り組む姿勢を望む。
- 令和6年11月12日の文部科学大臣の記者会見においては、「自治体ごとの在校等の時間の公表」及び「働き方改革に関わる観点を校長の人事評価の中に一部導入」という方向性が示された。中学校における働き方改革推進で最も有力な方法の一つである部活動の地域展開の地域間格差を埋める必要がある。

2 改革期間の成果と課題

- 休日の地域展開等が進んでいるところではあるが、各都道府県の半数以上の地域、学校では、進んでいないのが実情であると捉えている。そこで、次期改革推進期間の設定に賛同する。それにより、推進体制の整備をはじめ、その入り口ともなる部活動指導員のさらなる配置等を進め、取り組む自治体等が課題を改善させるために必要な資源（人材、予算等）を抛出加速させることを期待する。

3 今後の改革の方向性

- 学校部活動の地域移行に取り組まないことを打ち出した自治体、消極的な自治体がある一方で、国の取組を期限を定めて着実に実践することを打ち出した自治体もある。休日と平日を切り離して取組を進めることなども、学校の部活動単位で出場する中体連大会を目標に活動をしている生徒・教員にとっては、休日は練習試合等を組む重要な時間であることも見逃せない状況である。
- 改革推進期間で、想定していた改革が進まなかった地域には、改善策として「国」は何をやるかを示した上で、自治体や受益者のやるべきことを示す時期だと考える。
- 受益者負担と公的負担のバランス等の費用負担の在り方を検討する必要があるとしているが、今後、国が都道府県や市町村とどう支え合いながら支援をするのかを具体的に示していただきたい。国が都道府県や市町村を支え、新たな負担に地方が耐えられるように支援していくことが必要なのではないか。特に、吹奏楽部等文化部においては、学校行事での活動は運動部以上であり、高価な楽器等の道具を利用する活動において、学校部活動から地域展開するにあたっての費用の負担等について円滑に移行できるよう願いたい。

4 地方公共団体における推進体制の整備

● 都市圏では、推進体制の整備が進んでいる所もあると思われるが、少子化が顕著に表れている都道府県では、整備が進みにくい。同一都道府県内においても市町村の大幅な格差が懸念される。市町村をまたぐ広域連携についても距離や移動手段を勘案すると困難な地域が予想できる。

● スポーツや芸術などを「極めたい生徒」「勝ちたい生徒」と「楽しみたい生徒」との意識の差を、今まで学校は、生徒の意識を高めたり、融和させたりしながら活動してきた。地域展開された時に、思春期の多様な生徒にどのように対応できるのか。「楽しみたい生徒」の居場所はどの程度確保できるのかという課題が存在する。

5 学習指導要領における取り扱い

● 「学校部活動」「地域クラブ活動」が学校外の実施活動であるとするならば、学習指導要領への「部活動」に関する記載は十分に検討する必要がある。学習指導要領における取り扱いについては、すでに中教審の初等中等教育部会において、何度も取り上げられている。

6 各論（個別課題への対応等）

● 主体となる運営団体の整備は、行政が主体となって進めるべきもので、学校の教職員が整備を進めていくことは困難である。各地域で異なる条件を踏まえて、どのような形で実施可能であるか、具体的なゴールを明確にして、中間とりまとめにあるように「個別の部署のみで取組を進めるのではなく、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって」強力に進めて行く必要があると考える。現在、地区によっては、各自治体の教育委員会や任命された担当課が地域クラブの活動を担う事務を行っており、担当者は他の業務も担当している現状がある。この改革を強力に推進していくためには、地域展開に特化した専門の人事配置もしくは外部委託が必要である。

● 協力いただける企業や大学が少ない地域では、指導者の確保が困難な状況である。現実的には、協力していただける指導者の多くは、定年退職後の方である。平日の指導については、仕事をもたれている方は早く終えなければならず、経済的にも時間的にも自身の生活を犠牲にしなければならない。

指導者に対する謝金の財源確保は、各地域でも課題となっている。受益者の一部負担もやむを得ないと考えられるが、負担が増えれば地域クラブへの参加を希望する子ども自体が減少することが予想される。各自治体が財源確保のための対策を講じるべきであるが、自治体によっては、国・都道府県の持続的な資金援助がなければ、指導者の確保は困難である。中体連では、中体連主催の大会に出場する地域クラブの指導者に対して、主管協会の登録を義務付けており、現在指導者資格の取得義務についても検討中である。教員である程度担保されていた指導者の質（技術面以外の部分）は維持できるか懸念がある。

● 活動場所については、地域のスポーツクラブ等が充実していない地区においては、公共施設や民間の施設の利用はごく一部の市町村に限られる。市町村を超えた学校施設の利用についても距離や移動手段等の問題を考慮すると現実的ではない。

地域クラブで活動場所が定まっていない場合は、毎回その連絡調整に苦慮している。活動場所がなく、咄嗟に活動を休みにしなければならないこともある。市内にある体育館は

休日を中心にどこもすでに予約で埋まっており、夜間の学校開放も入る余地がほとんどないため、行政から何らかの支援の手立てが必要であると思われる。

● 学校間の距離が離れている地区が多くあり、例えば拠点校方式を採用しても移動時間がかかるため、休日は可能でも、平日の活動は困難な例が多くある。学校間の距離がある場合、徒歩及び自転車での移動は不可能であり、そのような場合は保護者やスクールバスの利用が考えられるが、保護者の負担増、スクールバスの運行に係る運転手や燃料代の確保等の解決しなければならない問題が山積しており、地域によっては市町村を超えた連携は困難が予想される。

● 現在、各大会を運営する際、地域クラブへの対応は中体連で行っている。地域クラブは大会に参加するのみで、運営にほぼ携わっていないのが現状であり、県中体連への参加申請手続きや大会連絡を中体連が行っている。中体連主催の大会であっても、大会に参加する以上は運営に協力し、手続等も各クラブで完結すべきであるが、地域クラブは各競技が別々の組織であり、現状では難しい。今後、地域展開を進めていく上では、中体連の負担が増大しないためにも、地域クラブの競技を超えた中体連のような取りまとめ役の団体を設立し、中体連と連携を図るのも一つの対策であると考えている。

● 長年の間、部活動指導に携わり、競技の技能だけでなく生徒の人格的な成長にも大きく貢献してきた教員には、今後も引き続き部活動指導に携わってもらうことが地域スポーツ等の振興・発展につながるものと思われる。こうした教員には、部活動指導と併せて「地域スポーツ等への従事」を職務の一環として位置付け、兼職兼業の柔軟な対応などにより、その教員の強みを継続的に発揮できる体制・環境づくりを推進することも有効である。

● 部活動や地域スポーツの運営・指導を円滑に行うには、高度な資質・能力・技能を具備した人材が必要である。こうした人材を確保し、「指導者の質の保証・量の確保」を実現するためには、こうした人材に対する経済的な保障が必要不可欠である。

● 「当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定…」といった表現もあるが、いわゆる従前の「地域移行」の考え方が後退しているかのような印象を与えないように、表現等を精査していただけると有難い。

以 上

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 全国特別支援学校長会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

1 「地域移行」から「地域展開」への名称変更について

部活動改革については、1 改革の理念及び基本的考え方等 (2) 地域クラブ活動の在り方にあるように、今まで、学校部活動の担ってきた教育的意義を、生徒の新たなスポーツ・文化芸術活動の場として創設される「地域クラブ活動」へ継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが、重要であるという考えには賛成である。

このことの最終目標は、部活動を学校から切り離し、地域クラブ活動へ「移行」させることであることを明確にするべきである。「地域展開」への名称変更について、「①学校と地域を二項対立で捉えるのではなく」とあるが、従来の学校部活動を地域クラブ活動へ移行させていくという方向が不明確とならないか心配である。

現在学校は、教員のなり手がいない、病休・育休等の取得する教員を補充する臨時的採用教員のなり手がいないなど、教員不足が顕著である。学校現場の働き方改革を進め、教員が働きやすい環境を構築することが大きな課題となっている。そのため、本来学校が担うべき役割と学校が担わなくてもよい役割を精選する必要があると考える。この精選の一つに部活動があることから、部活動改革の方向性を明確にして、学校や地域に周知するためには、「地域展開」という言葉に変更するにしても、学校部活動から、地域クラブ活動に、将来的には移行させていくと方向性は明確に記載してほしい。

また、新たな地域クラブ活動では、「意欲ある教師等の円滑な兼職兼業」の記載があるが、地域クラブ活動についても、今後も教員が支えていく可能性があると感じとられることが心配である。

2 障害のある生徒の地域でのスポーツ活動

視覚障害・聴覚障害・知的障害を対象とする特別支援学校では、多くの学校で部活動が実施されている。特別支援学校には主に小学部・中学部・高等部が設置されているが、学校によって、小中高等部設置や中高等部設置や高等部のみ設置など多様な学部が設置がなされている。このため学校によって、部活動を中学部単独で実施、中学部と高等部の合同で実施、などの多様な実施体制が行われている。こうした現状では、特別支援学校の中学部の生徒だけが、域のスポーツ活動に参加することは、簡単ではない。

また、一部の生徒は、地域の空手クラブやスイミングスクールなどの地域のスポーツ団体に参加している事例はあるが、ほとんどの生徒が、学校部活動がスポーツ活動をする主な機会である。また、特別支援学校の生徒が参加できるスポーツの大会は、学校部活動の延長である学校の体育連盟主催大会主催する県大会や全国大会が主な機会となっている。こうした大会運営においても、教員が関わらざるを得ない部分が極めて多い。

このため、学校部活動を地域展開するためには、こうした特別支援学校の生徒が取り残されないよう、地域クラブ活動に障害のある生徒も参加できる教員が担っていた役割を踏まえた体

制整備と人材育成の充実がぜひとも必要である。

加えて、障害のある生徒を受け入れる地域クラブ活動においては、「共生社会」「インクルーシブ」「合理的配慮」等の考え方を浸透させることが大切である。

また、中学校段階になって障害のある生徒が地域クラブ活動に参加できるようになるためには、幼少期から、親子ともに、地域のイベントや活動に参加できる企画を増やしていくことが肝要である。地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革とあわせて、こうした幼少期からの支援についても充実していくことの検討も必要であると考ええる。

【参考】医療的ケアが必要で健康面でのリスクがある生徒の場合は、十分な保険内容がないことを理由に地域クラブに移行することが難しく、学校部活動を継続せざるを得ないケースもあるようです。

追記

最終報告の前に、障害のある生徒や、保護者、親の会等の意見聴取をする機会を設けることも必要であると考えます。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

<改革の理念及び基本的な考え方等について>

○学校の働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することも考慮したい。現状では、競技歴のない教員が運動部活動の顧問をしていることが多い。そのため、時間的な負担だけでなく精神的な負担感（生徒、保護者は運動部活動に大きな期待をもっているがその期待に応えることができない等）をもっている。実際、ある教員対象のアンケートによると7割が部活動の指導に負担感をもっている。そのため、地域の地域クラブ活動として専門家が専門的な指導することで教員の負担感が軽減できるとともに技術向上を目指す生徒（保護者含）の期待に応えることができるなら素晴らしいと考える。

○学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障したい。例えば、生徒が意欲をもって取り組む運動・文化芸術活動について地域の関係者が指導者として関わることで、地域の中学生の良さを知ったり、生徒もお世話になっていることに感謝の気持ちをもったりすることで、地域に素晴らしい雰囲気が生まれると考える。（中学生による郷土愛を育む機会となる）

○地域全体で連携して行う取組として、「地域展開」と「地域連携」があり、原則として、「地域展開」を推進することとしている。しかしながら、地域ごとに様々な実態（地域スポーツクラブや文化芸術団体、大学などの有無等）があると予想されることから、完全な「地域展開」よりも、「地域展開」と「地域連携」のハイブリット、「地域連携」を軸とした取組が多くなると考える。

○「地域展開」を原則としつつも、生涯スポーツといった社会教育の観点から、それぞれの自治体の実態等に応じた取組が進められるような方針・仕組みづくりを期待する。

○地域によっては、「地域連携」として部活動に外部指導者を導入したくても、部活動を実施している時間に、協力できる適切な人材が見つからないこともあると考える。

<改革推進期間の成果と課題について>

○地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営モデルや指導者の確保等の課題に向けた方策も見いだされている。

特に、指導者の質の保障と量の確保に課題があると考え。その競技等の専門性があるからといって中学生期という多感な時期の生徒への指導は一朝一夕にはいかない。生徒から信頼を得て、良好な指導体制に入るまでに相当の時間がかかる。

また、前述したアンケートでは、部活動にやりがいを感じている教員は3割おり、

それらの教員は兼職・兼業により指導を続けるであろうと考える。退勤時間後の部活動指導の管理・監督や、退勤時間後に教員の業務として行うこと等の課題がある。

○スポーツ・文化芸術創造を通して「地域の子供を地域で育てる」ためには、「学校」の枠組は不要ではないか。いわゆる学区域（自分の住んでいる地域）外の特別支援学級・特別支援学校に在籍している生徒もともに活動できるフレームにするチャンスにできればよい。

<今後の改革の方向性について>

○地域の指導者は、自身の仕事ももちながら、時間を割いて、平日の午後や休日に指導をしているということを十分に理解した実行会議であってほしい。仕事を持ちながら、ボランティアで指導しているということは、現在の教員の立場と同じであり、教員が指導を丸投げするようなことがあってはならず、調整もしながら感謝の気持ちをもって対応すべきである。（学校は、部活動を廃止するだけで、指導等を丸投げし、何らかの支援等もない状態が見られる。）

○特別支援学級の生徒だけでなく通常の学級の生徒にとって、令和2年9月にスポーツ庁から示された、「休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし・・・」。令和5年度以降、休日の部活動の段階的な移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。」ことをできるだけ早く実現してするための改革であることを望む。

○土日は療育等に通う生徒もあり、土日の活動保障をどうとらえるかが大きな課題である。

<地方公共団体における推進体制の整備について>

○活動運営費については、自治体から財政援助を受けるためのシステムが整っていない。そのため、苦肉の策として、NPOとして申請する以外、方法がない状況となっている。所属する部員から徴収する部費も最低限に抑えている（保護者負担等を考慮し、参加をためらわない程度の金額にしている。）ため、必要な教具等は、自身で支出したり、他のスポーツ団体からの使用済みの物を提供したりしてもらうなど、運営は極めて苦しい状態であることを理解したい。（苦しいが、子供たちのためにやめられないという強い意志だけで続けている。）

また、NPOとしての申請もかなり難しいため、常に、費用について困難な状況が続いており、指導者自身の心身の負担も増加している。他の指導者を依頼する費用もない。よって、費用の支援については、学校で廃止し地域展開した部活動費を流用し、地域展開で指導している活動費に充てられるようにすべきである。

<学習指導要領における取扱いについて>

○障害のある生徒とそうでない生徒、特に他校生徒と一緒に活動となる場合の生徒同士の関わりについて課題がある。

○学習指導要領における取扱いとして、教育的意義を有する活動であるからという理由で「学校」という枠組みを残すと、新たな価値は創造できないのではないかと考え

る。

<各論>

○各論で、移動手段等について、学校への集合等ではなく、普段とは別の場所に集まる時の保護者との連絡手段等について課題がある。

○各論において、指導者の質の保障や、大会等の運営の在り方などについて検討することとしているが、「地域展開」、「地域連携」によって整理する必要があると考える（指導者への研修や責任の所在など）。

○各論「指導者の質の保障・量の確保」における「指導を望む教師の兼職兼業の推進」について、退勤後、クラブチーム等において、指導者として勤務することになるのだろうか、兼業のため職務の遂行に支障が生ずることがないようにする必要があると考える。

また、兼職兼業し、退勤後、週の大半を校外で勤務する場合、兼職兼業のために業務量に配慮しなければならないようなことや、学校に残る教員に負担が生じるような事態などは避けなければならないと考える。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 公益財団法人日本中学校体育連盟

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

- 1 令和4年12月のガイドラインよりは、現況を踏まえた方向に一步近づいたと感じられる。
- 2 (1) p11の「5. 学習指導要領における取扱いにおいては、」に関連して、学習指導要領解説においては、教員の部活動や地域クラブ活動が引き続き関われるように、適切に記載されるようお願いしたい。
(2) p12の各論の「5. 大会やコンクールの運営の在り方」について更に検討を深めるとのことだが、地域の中体連は教員のボランティアで成立している実態があり、引率等の教員の負担軽減だけではなく、大会運営等に従事する教員の負担軽減についても検討すべきではないか。
(3) 「1. (1) 改革の理念」を鑑みても、現時点において地域のスポーツ・文化芸術活動の目標となる大会やコンクール等は必要不可欠なものであり、指導を望む教員と同様に、全中はもちろん地域の中体連大会等の運営協力を望む教員の兼職兼業を推進することなども検討すべきではないか。
(4) 令和7年1月、文科省とこども家庭庁は学習指導要領改訂に向けた子供たちへの意見聴取を行っている。実行会議の最終とりまとめにおいても、全国の子供たちの思いや願いを活かしていく機会を設けてほしいと願っている。
(弊連盟実施の2022年PJアンケート調査を見ても、子どもたちは部活動の意義や目標となる大会の必要性を感じているはず)
- 3 令和9年度以降、全中の競技数が減り、規模が縮小されたとしても、日本中体連はもちろん、都道府県中体連も活動を継続していくことになる。
令和5年度から学校単位＋地域クラブ活動の大会運営をするために、都道府県中体連が市町村中体連や自治体・教育委員会と連携を図りながら、各種対応を行っている。都道府県中体連事務局の人員のほとんどは、教員と事務局の両方の仕事に携わっている。「地域クラブ活動」の対応には、登録手続きをはじめとする事務内容が多岐にわたり、通常の2倍以上の労力や時間を費やしている。働き方改革とは真逆の立ち位置で踏ん張っている。いつまでもこの状況が当たり前に継続されていくことは持続可能とは思えない。そこで、「コーディネーター」について、御提案を申し上げたい。「地域クラブ活動」と都道府県中体連の橋渡しをはじめとする専門的な対応を任務として、早急に「コーディネーター」の設置を国として予算化していただき、都道府県中体連事務局に配置できるようにして頂きたい。次世代の意欲ある教員や使命感を強くしている教員が、子どもたちのために活動しやすい環境となることを心より願っている。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 日本教職員組合

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

1. はじめに

部活動改革については、文部科学省が2023年から25年までを「改革推進期間」と位置づけ、休日の部活動について、合同部活動や部活動指導員の配置により地域と連携することや、学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行することとして各自治体に早期の実現を求めてきました。

モデル事業を含め、様々な形での地域移行をすすめている自治体はありますが、学校や地域それぞれに課題があり特定の地域以外はすすんでいないのが現状です。地域移行がすすまない主な要因には、施設の立地条件、保護者本人の経済的負担、指導者不足などがあげられますが、そもそも自治体の地域移行への理解が不十分です。また、これまで部活動指導に携わってきた教職員は、子どもたちの活動の保障に対する心配なども含め、見通しのつかない地域移行に不安を感じています。

日教組は「働き方改革のための部活動地域移行にむけて」と題して部活動の地域移行の実現にむけたパンフレットを作成しました。12月に組合員を中心に配布し意見収集をしたところ、現在1,500人を超える意見を得ています。「顧問が負担になっている」「顧問をすることに積極的になれない」などという意見や、「早く実現してほしい」「受け皿がないためすすまない」「指導者不足」など、地域移行は望んでいるが、人員不足等の課題や地域格差が生じている現状に改善を求める意見が多数集まりました。

また、日教組「2024年 学校現場の働き方改革に関する意識調査」(11,844人回答)では、休日における一日平均の時間外在校等時間について中学校・高等学校は3時間前後となりました。過去5年間で減少傾向にありますが、30分程度の短縮にとどまっています。休日に出勤した教職員の8割以上が部活動顧問である実態も看過できません。さらに、調査からは、部活動指導員の配置が半数を下回っている現状、休日の部活動の地域移行がすすんでいる実感を得られていない現状が明らかになりました。「兼職兼業」についても示されていますが、半数の教職員が「関わりたくない」と回答しています。

日教組は学校の働き方改革の一環として、部活動の地域移行の実現を求め、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめに対する意見を示します。

2. 日教組の意見

(1) 改革の理念について

「将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に楽しむ機会を確保充実していくこと」に賛成します。しかし、競技種目によっては過剰に大会(競技会)等があるがために、指導が過熱したり移動範囲が広域になったりするなど、生徒や教職員への負担や保護者の経済的負担等が大きくなっている現状があります。そのため、上位大会や他県との交流を目的とした大会などの精選が必要です。また、地域全体でスポーツ・文化芸術活動を

体験できる仕組みを「社会教育の観点から実現していく」とする方針が必要です。

また、技術の向上や上位大会の出場を目的とした部活動は指導を加熱させ競争をあおり、保護者の期待を高めます。部活動顧問の中には、その在り方を受け入れ熱心に指導する教職員もいますが、負担に感じる教職員の方が多いということが現状です。当面、部活動顧問を希望しない教職員の意向が尊重されるよう、校内の部活動数を調整したり、部活動指導員の配置をすすめたりするなど早急に対策を講じる必要があります。また、地域移行において「兼職兼業」が強要されないようにする必要があります。

(2) 地域クラブ活動の在り方について

生徒の新たなスポーツ・文化芸術活動の場として創設される「地域クラブ活動」において、生徒は障害のある子どもや外国籍の子どもなど多様な子どものことを想定して考えられるべきです。多様な子どもが安心して参加できる「地域クラブ活動」としていく必要があります。いじめや指導者によるハラスメント等のない安全な「地域クラブ活動」とするためには、社会教育の一環として自治体で推進するとともに、指導者をはじめ関係者の研修が必要です。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更）について

「地域移行」としてすすめてきた自治体では、子どもたちの活動の場を地域が中心となって支える形が実現しています。それらの地域の活動は生涯学習ととらえることができます。「地域移行」や「地域連携」が「地域展開」と名称が変わることで、活動の主体が学校から切り離せないのではないかと懸念します。地域移行のリーダーシップをとるべきは自治体であることを強調する必要があります。

(4) 今後の改革の方向性について

地域スポーツ・文化芸術創造等は配慮の必要な子どもなども含むすべての子どもが主体的に活動を選べるよう、費用負担の在り方については公的な支援を担保し、過度な受益者負担とならないように支援の継続的な仕組みづくりが必要です。また、平日の地域移行も推進すべきであり、「先進事例」について、周知する必要があります。さらに、専門部署の配置や総括コーディネーターの配置などについては、自治体による地域格差が広がらないように、国からの継続的な財政支援が必要です。

(5) 学習指導要領における取扱いについて

現在学習指導要領では、部活動が教育活動の一環とされているため、学校から切り離してよいのかと地域移行に踏み込めていない自治体があります。「学校・教師が担う業務に係る3分類」において、部活動が「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」であるならば、学校の教育活動からは切り離すべきであり、次期学習指導要領から部活動の記載は削除されるべきです。また、すでに地域移行が実現している自治体だけでなく、これから地域移行にとりくむ自治体もあることから、総則には、社会教育である地域スポーツ・文化芸術創造等については教育委員会や学校の裁量とするなどを明記することを求めます。

(6) 各論について

生徒の安全確保のための体制整備については指導者におけるハラスメント等の防止にむけた研修を義務づけたり、資格制度を整えたりするなどの対策を求めます。また、障害のある生徒の活動の機会の確保については、活動場所を分けたり選択肢を制限したりするのではなく、地域でインクルーシブな活動が実現するように検討を求めます。

3. その他

(1) 2020年の「学校の働き方改革をふまえた部活動改革のスケジュール」では、23、24年に部活動改革の全国展開として休日の部活動の段階的な地域移行が提示されていましたが、改革推進期間の間に「地域移行」が「地域連携」や「地域展開」と名称が変わったり、改革実行期間が先延ばしにされたりしていて、更なる自治体格差が広がることを懸念します。国は自治体による個別の課題を早急に分析し、それぞれの自治体に応じた対策を講じ、課題解決と地域移行の促進を求めます。

(2) 学校現場では、実習教諭なども部活動顧問をしています。全文において「教師」と明記されていますが、限定的な表記を「教職員」とするか、「教師」と表記される対象がどのような立場の職を指すのかを明記する必要があります。

(3) 日教組に寄せられた主な意見

- ・ 部活動は、顧問をするかどうか選べるのが一番だと考えます。
- ・ 部活動は教職員の負担の中でもかなり大きいと思います。
- ・ 教職員の負担を鑑み速やかに行うべきだと思いますが、現実問題として指導者が必要数見つかるのか甚だ疑問です。
- ・ 地域移行とは言うものの、運営者や指導者が不足して結局教職員に仕事が回ってくるのではないかと不安があります。
- ・ 外部の人が関わるとなると連絡等は煩雑になると思いますし、子どもに関わる人が教職を取っていない人となると、人の確保や選考が難しいなと思います。
- ・ 中学校ばかりが議論の対象になっていますが、高校でも望まない顧問で苦しんでいる教職員が多くいることをぜひわかっていただきたいです。
- ・ 小学校でも陸上クラブや鼓笛演奏クラブなどでかなり休日に出勤していることがあります。部活動改革と同時に改革を進める必要があると思います。
- ・ 保護者や生徒に十分な説明があつての移行とは思いますが生徒の精神面が心配です。

以上

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 全日本教職員連盟

《部活動の現状》

全日本教職員連盟が令和6年度に行った全国調査の結果から、部活動業務への意欲に関する質問に対し、「子供の心身の成長のため取り組んでいる」や「大いにやり甲斐をもって取り組んでいる」との回答が42.7%となり、半数近くの教師が子供たちのために熱心に取り組んでいることが分かった。その一方で、部活動の地域連携（調査実施時の名称）が行われた場合の部活動指導を担当することへの否定的な解答が53.5%に上り、未経験の競技や活動を指導することや、家庭の事情等の理由から、部活動指導に対し負担を感じている教師が半数以上存在する実態が明らかとなった。また、スポーツ庁が委託した調査「中体連・高体連・高野連に加盟する生徒数等試算」では、「各チームスポーツにおいて今後も中体連加盟人数が減少する」と述べられており、これは文化庁にも共通するが、急激な少子化により、学校における現在の部活動では生徒が希望する活動を選択することが困難になってきている。以上のような学校部活動の現状からも部活動改革は必要不可欠である。

このような状況を踏まえて議論を重ね、多大なる御尽力をいただいている本実行会議の委員に敬意を表するとともに、本中間とりまとめにおいて、学校部活動から地域クラブ活動へ転換する取組の名称を「地域移行」から「地域展開」と変更し、従来、学校によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプトを明確にした点について支持する。

そのうえで、生徒の持続可能なスポーツ・文化芸術活動という観点や、学校現場で実際に指導に携わる教職員の視点で、提言案の項目に沿って全日教連としての考えを述べる。

《中間とりまとめに対する全日教連の意見》

I 総論

1. 改革の理念及び基本的な考え方

(1) 改革の理念

【全日教連見解】

- 本中間とりまとめでは、「急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが改革の主たる目的」と明記されており、生徒を中心に考えた部活動改革であることや、学校の働き方改革の推進を図ること等を示した点について評価する。

(2) 地域クラブ活動の在り方

【全日教連見解】

- 地域文化活動ワーキンググループの意見でも示されているとおり、地域クラブ活動が生徒のニーズに合った多種多様なスポーツ・文化芸術活動を体験できる機会の場となることで、よりよい部活動改革につながると考える。一方で、学校部活動は、今まで教育専門職である教師により、様々な生徒の実態を踏まえ取り組まれてきた経緯がある。質の高い指導者を確保することにより、生徒の意欲を高め、より自発的に取り組むことができる地域体制作りが求められる。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称(「地域移行」の名称変更等)

【全日教連見解】

- 「部活動の現状」でも述べたとおり、「従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプト」を明らかにした点については評価できる。一方で「地域に存在する人的・物的資源(学校の体育・スポーツ・文化施設を含む)を活用」と示しているが、質の高い人材を確保するためにはそれなりの報酬を支払うことや生徒が安全に施設を利用するための施設に係る費用負担が必要不可欠である。また、「地域展開」の「地域」には学校も含まれており、教師を指導者として確保する際には、部活動指導を希望しない教師は関わらなくて良い仕組みを構築するとともに、希望者については、大会運営においても兼職兼業発令により、一定の報酬を得て参加する体制の構築について、最終とりまとめまでに検討を進めることが必要である。学校施設の活用の際にも、教師の負担が増えることがないように検討を進めるべきである。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

【全日教連見解】

- 「国が先頭に立って、改革の理念や改革の進め方、費用負担の在り方等について丁寧な周知・広報を行っていくことが重要である」とし、国のリーダーシップのもと「地域展開」を進めていくことを明確に示した点について評価する。生徒のスポーツ・文化芸術活動を地域で支えていく中で、本来、生徒にとって望ましい環境を作るための改革が、生徒の経済的な理由等により活動が困難になることがあっては本末転倒である。また、部活動の地域展開については、地域間で大きな差が生じないように行うことが重要だと考える。地域間で大きな差が生じると、不公平感から混乱を招き、教育への信頼が揺らぐ可能性がある。また、他地域との比較等により、携わる教師が批判されるような事態を招くことも想定される。環境整備には地域ごとに困難な事態も想定できるが、次期改革推進期間において、国の的確な支援を行い、足並みを揃えた改革を実現することが望ましい。
- 地理的要因や指導者不足等の事情によりデジタルを活用する際には、生徒の意欲が維持されるような良質なコンテンツが必要になると考える。また、対面での指導の際には、生徒の取組に対して適切に評価することが求められる。指導の質を高めるためのデジタル技術の活用であればより良い成果が得られるが、生徒の自主学習等に用いる際には、中間とりまとめでも述べられているとおり、対面指導との組み合わせが必須であり、どのように組み合わせていくかが課題であるとする。加えて、デジタル技術を取り入れるかについても地域格差が生じることがないように十分に検討することも必要である。

2. 改革推進期間の成果と課題

【全日教連見解】

- 「改革集中期間」という名称を「改革推進期間」と改め、部活動改革に取り組んできたことで、地域の実情や生徒のニーズを踏まえ、主体である生徒を置き去りにしない改革が進められてきたことについて評価する。一方で、「改革集中期間」では、3年間で地域移行を達成するとしており、急激な少子化による活動機会の減少や教師の働き方改革に対応するために早期の実現を目指していた経緯がある。本中間とりまとめでは「次期改革期間」が設定されたが、部活動改革が停滞することがないように国によるリーダーシップのもと、各地方公共団体の実情に応じた取組を加速することが重要だと考える。

3. 今後の改革の方向性

(1) 基本的方針

【全日教連見解】

- 次期改革推進期間において平日の地域展開についての考え方を整理することを示した点について評価する。一方で、現在取組を行っている休日の地域展開について、すべての地方公共団体で実施されるようにすることが優先されるべきである。地域展開を積極的に推進している地方公共団体と様々な事情により進まない地方公共団体等、地域展開の進捗状況により、生徒の様々なスポーツ・文化活動の機会や教師の働き方改革に地域間格差が広がることが懸念される。休日の地域展開について、足並みをそろえたうえで、平日の地域展開を進め、すべての部活動の地域展開を目指すことが望ましい。そのためには、地方公共団体における地域展開の実施状況を継続的に把握し、地域展開が進んでいない地方公共団体には国が責任をもって支援することが重要である。

(2) 改革の進め方

①休日における取組方針

【全日教連見解】

- 休日における取組方針について「次期改革期間内において、原則として、すべての学校部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指すことが考えられる」と示されている。全日教連全国調査の結果では、過労死ラインとされる時間外在校等時間が月 80 時間を越える教師が約 16%存在する等、中学校の教師にとって大きな負担となっている。部活動を地域で支えることにより、学校における働き方改革を推進するとともに、急激な少子化による生徒の主体的な取組を支える環境の整備が急務だと考える。国のリーダーシップの下、各地方公共団体の実情を踏まえ、休日の地域展開を強力に進めることが示されるべきである。

②平日における取組方針

【全日教連見解】

- 3 (1) で示したとおり、休日と併せて、すべての部活動の地域展開を目指すことが望ましい。平日における学校部活動の地域展開が推進され、完成に向かうことにより、中学校教師の時間外在校等時間の縮減が期待できる。

(3) 次期改革期間の設定

【全日教連見解】

- 次期改革期間については、各地方公共団体の実情を配慮しつつ、休日の学校部活動の地域展開を着実に進めることに加え、平日の地域展開についても取り組むことを明示していることに関して評価する。中間評価の結果を踏まえ、すべての地方公共団体が地域の実情に応じた地域展開を推進できるように支援することが重要である。

(4) 次期改革期間における費用負担の在り方

【全日教連見解】

- 懸念される保護者負担の増加については、「家庭の経済格差が生徒の体験格差につながるものがないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要がある」と示したことについて評価する。スポーツ庁の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の際にも全日教連として意見を述べているが、「部活動は無償である」との国民の

意識を払拭し「指導に見合った対価を支払う」ことが認識されるように国が中心となって広報を行うことを要望する。

(5) 更なる改革のために特に地方公共団体等に伝えるべきこと

【全日教連見解】

- 先進的に地域展開に取り組んでいる地方公共団体で行われているように、それぞれの地方公共団体が、国の「次期改革期間」に合わせて、スケジュールを明確にし、地域への告知や活動主体の募集等、必要な取組を計画的に進めていくことが重要である。各地方公共団体の実情を考慮し、あくまでも生徒が置き去りにならないように地域展開が進められるように配慮することが重要である。

4. 地方公共団体における体制整備等

(1) 地方公共団体内における推進体制の整備

【全日教連見解】

- 「総括コーディネーター」の配置に関しては、学校も含めた連絡調整が不可欠であると考え。ただ、それが、教師（担当教諭や管理職等）の過度な業務負担にならないように、その実施方法等を十分検討することを要望する。

(2) 都道府県の役割及び複数の地方公共団体に関わる広域的な対応

【全日教連見解】

- 人材や施設等が十分な地域については、地方公共団体単独での地域展開が可能であるが人材や施設等の資源が乏しい地域においては、地方公共団体の枠組を超えて実施することで、生徒の体験格差が生じないように配慮していることに関して評価する。いずれにせよ、各地方公共団体の実情を踏まえたうえで、柔軟な地域展開が行われることが重要である。

5. 学習指導要領における取扱い

【全日教連見解】

- 中学校学習指導要領総則における部活動に係る規定について、次期改訂に向けて記載の在り方について検討を深めることを示した点について評価する。文部科学省が平成 31 年に示した「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」において、部活動の位置付けを「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務であること」が明確に示されている。また、「部活動は学校教育の一環である」とする学校部活動の学習指導要領への位置付けが、部活動の地域展開の障壁となる可能性も考えられるため、記載の在り方について検討することにより、部活動の地域展開をより加速させることになると思われる。

《おわりに》

本中間とりまとめにより、学校部活動を地域全体で支えていくことや、次期改革期間として新たなスケジュールを定め、部活動の地域展開の道筋を示したことは、今後推進していくうえで非常に価値がある。一方で、各論については「実証事業における取組・成果の分析等も踏まえ、最終とりまとめまでに、ワーキンググループにおいて更に検討を深めることとする」と示されているが、例えば「2. 指導者の質の保障・量の確保」の、「指導を望む教師の兼職兼業の推進」については全日教連が継続的に要望してきた内容であり、兼職兼業の制度の実効的な運用を検討する必要がある。一方で、指導を望まない教師が、部活動の地域展開が進まない地方公共団体において、指導を続けざるを得ない状況が生まれることは、前述の通り、ある地域においては働き方改革が進まなくなる等の原因により、更なる教師不足を招くことが予想され

る。また、生徒の主体的な活動機会の確保についても地方公共団体による格差が懸念される。教師の負担格差を考慮し、速やかな地域展開の推進を図ることが必要である。また、「3. 活動場所の確保」については、学校施設を利用する際の指定管理者制度等の活用や、施設の老朽化等、安全確保のための対応等について、「5. 大会やコンクールの運営の在り方」については、各大会でのスポーツ団体等の参加資格や、教師にとって大きな負担となっている引率・大会運営等についてもより慎重な検討が必要である。

以上のように、各論における個別の課題について更なる検討を行うとともに、本実行会議の議論をもとに、必要な予算を獲得し、生徒や学校、地域にとってよりよい地域展開となることを望む。

そして急激に進む少子化により、市町村単独で1校の中学校も設置、運営継続することが厳しい状況になることも予想される。そのことを踏まえ、3.(4)でも触れられている費用負担とともに運営についても市町村単独でなく、広域行政圏の設定や国や都道府県の支援を前提とした地域展開も視野に入れ、「クラブ活動参加を希望する」子供が参加できる環境の確保について今後も継続的に議論し続けることを併せて要望する。

全日教連としては、これまでも部活動改革について見解を示すとともに、部活動指導員の確保や部活動改革等、本中間とりまとめにも関わる内容について要望を続けてきた。引き続きすべての学校部活動の地域展開に向けて、学校現場が必要とする施策のための要望を行っていく。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」

中間とりまとめに対する意見

団体名 全日本教職員組合（全教）

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

はじめに

2023 年度から「部活動改革推進期間」が始まり、「できるところから」中学校の土日部活動が地域に移行されることになりました。この中学校部活動の地域移行は、2019 年の給特法一部改正の際、衆参両院附帯決議に明記された「教職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」から、具体化がスタートしました。

全教は、①子どもたちのスポーツ・文化を享受する権利を実現する、②教職員の「働き方改革」を実現する、という 2 つの視点から、学校部活動の地域移行のあり方を検討してきました。以下、全教としての意見を述べます。

1. 実行会議に学校の関係者が 1 人しかおらず、学校部活動のことに目が向けられていない

実行会議ワーキンググループのメンバーを見ると、学校の関係者は校長会の代表が一人であり、これまでの部活動を担ってきた学校現場の課題や願いを反映させる議論ができたのか、地域移行完了までの学校部活動のあり方や学習指導要領における取扱いに向けた議論などもふくめ、今後、議論をすすめるにあたり、当事者である教職員の代表が入ることを強く求めます。

2. 子どもにとっての部活動の意義を維持するための「改革」であるべき

全教は以前から、学校における部活動は、子どもの文化・スポーツ要求に根ざした、興味・関心にもとづく自主的活動であり、その活動と仲間のふれあいが、人間としての成長・発達に寄与するものだとして指摘してきました。

すべての中学生において改革の理念に書かれている、スポーツ・文化芸術に内在する教育上の意義は尊重されるべきです。中学生のみならず全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実に繋げていくという視点を重視するのであれば、生徒・保護者だけでなく、国民的理解を深めるためのとりくみを加えることが必要です。また、3 頁の注 6 に、部活動の総合的なガイドラインにかかわる記述がありますが、残存する部活動や地域移行された活動の具体的な指針として、脚注でなく本文に掲載すべき重要な事柄があると考えます。

3. 「地域クラブ活動」の実施状況の分析と対応策が書かれていない

「2. 改革推進期間の成果と課題」では、「実証事業」等の成果や具体的にすすんでいる例が書かれていますが、多くの地方では地域移行がうまくすすんでいません。その記述こそが重要で、すすまない困難性や課題についての十分な分析を行った上で、課題解決のための具体的な解決方策等を示さない中で、「3. 今後の解決の方向性」「(2) 改革の進め方」を論じるには無理があります。

「(4) 次期改革期間における費用負担の在り方等」について、受益者負担と公費負担とのバ

ランス等の費用負担の在り方等を検討する必要があるとしていますが、全国町村会の伊藤委員の提出意見にあるように、すべての中学生を対象に改革の理念を広く浸透させるためには、受益者負担に依存するのではなく、可能な限り「公費負担」を原則とするべきです。

4. 国民の文化・スポーツ要求に応えるための国の責任を明確に打ち出すべき

この改革を機に、中学生のみならず全ての国民の文化・スポーツ要求にこたえるための施策を各地域ですすめていくためには、国が十分な予算措置をとって、各自治体のとりくみを支援することが不可欠です。

地域移行にあたり、指導者の確保をはじめ、条件整備等に係る予算確保等のさまざまな課題が地域に丸投げされ、対応できない状況が指摘されています。それぞれのワーキンググループの議論でも、先進的なとりくみを行っている担当者をはじめ各委員から「財政上の支援」の必要性が語られています。しかし「中間とりまとめ」は、地方自治体に「要望」「期待」する記述ばかりで、「国として」の予算措置についての施策の提示はありません。「企業版ふるさと納税やガバメントファンディングをはじめとした寄付等の活用」との記述は、国の責任を放棄した無責任なものであり、撤回すべきです。

5. 「次期改革期間の設定」について

次期「改革期間」については、前期 3 年間（2026 年度～2028 年度）と後期 3 年間（2029 年度～2031 年度）の計 6 年間を設定するとしています。一方で、「学習指導要領の次期改訂期にあわせて、学校部活動と地域クラブ活動に関する記載の在り方を検討する」としています。先般、中央教育審議会に学習指導要領の改訂に関する諮問が行われ、その際、次期学習指導要領は 2030 年度から本格実施（中学校は 2031 年度か）と報道されており、「改革期間」の最中に学習指導要領の改訂が行われることになります。この点の齟齬はないのか。

また、活動が地域展開された際の地域クラブと学校との連携の在り方を明確にすることが必要です。現場の負担が軽減され、教員が本来業務に専念できる環境の実現が重要であると考えます。

6. 高等学校における部活動への円滑な接続について

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインでは、「ガイドライン策定の趣旨」として、『Ⅰ 学校部活動』については、高等学校段階の学校部活動についても本ガイドラインを原則として適用する」とされています。高等学校における学校部活動も視野に入れた改革を示すべきです。

「中間取りまとめ」前文では、「今後の中学校における改革の進展を踏まえて必要な見直しの議論が行われることを期待する」とありますが、本改革の理念はさらに広く共有される必要があります。次期改革期間における高等学校への改革の方向性をメッセージとして発信する必要がありますと考えます。

7. 「各論」の検討内容の提示がない

12 頁に示された 8 項目の「各論」に関する検討内容の提示がないことは、重大な問題です。ここに例示されている課題こそ、これまでの「改革推進期間」のとりくみを踏まえて十分に検討されなければならない事項であり、その検討についての意見聴取を経ないで「最終とりまと

め」が行われることがあってはならないことだと考えます。

総じて、2019年の給特法一部改正の衆参両院附帯決議に明記された「教職員の負担軽減を実現させる観点」の視点が見えません。勤務時間内で終わることができる学校部活動のあり方や、現時点の調査で地域スポーツクラブ活動指導者の60%以上が教員の兼職兼業で成り立っていることから、指導を望まない教師の兼職兼業が生まれないための方策や、兼職兼業における勤務時間を正規の勤務時間に通算し、上限規制の範囲内に収めることなど、検討すべき課題は山積しています。

「各論」の内容に対する意見聴取を行うことを強く求めます。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 公益社団法人日本PTA全国協議会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

- ・ 少子化が進展していく中、未来に向けて、持続可能で、子供たちにとって望ましいスポーツ環境を構築していくべき。そのためには、社会総がかりで部活動も含むスポーツ環境の改善に取り組んでいく必要がある。
- ・ 受益者負担の観点から、保護者に一定の金銭的負担が生じることは理解するが、高額にならないような公的な補助制度が必要。また、金銭的理由から、生徒がスポーツ活動を断念するようなことは起こってはならず、経済的に厳しい家庭も参加がしやすい制度設計が必要。
- ・ 移動の際の、交通費の負担や、安全な移動手段の確保が課題。
- ・ 指導者が不足する可能性もあるが、安全管理も含めた質の確保も大切。各方面からの人材の確保と、指導者の資格や研修制度を整備するべき。
- ・ 各実施主体と指導者、参加者、保護者との情報共有やスケジュール等の連絡調整をする機能が大切。
- ・ これまでの試合や合宿、県外遠征に参加する際の、各補助制度が維持もしくは拡充されるような制度設計が必要。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 公益財団法人日本スポーツ協会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

1. 「1.改革の理念及び基本的な考え方等(2)地域クラブ活動の在り方」について(P2～P3)

【記載箇所・内容】

P3 において、「地域クラブ活動については多様な形があり得るものではあるが、民間のクラブチーム等との区別や質の担保の等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定する主体、認定方法等を示していく必要がある。」(P3 から一部抜粋)とある。

【JSPO としての意見】

現状、「地域クラブ活動」の「クラブ」の概念について、全国において共通したものはなく、バラバラであると認識している。これまでの部活動はどちらかというと「チーム」であり、「本来のクラブ」ではないと思われ、「地域クラブ活動」が「本来のクラブ」であるならば、「チームとクラブの違い」を踏まえた用語の整理が必要であり、「最終とりまとめ」には「地域クラブの定義」を盛り込んでいただきたい。

また、今後示していく地域クラブ活動の定義や要件についても、この「地域クラブの定義」を踏まえた検討が必要であると考えます。

2. 「4.地方公共団体内における推進体制の整備」について(P10)

【記載箇所・内容】

P9 において、「改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに地域における関係団体等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら取組を進める必要がある」(P9 から一部抜粋)とある。

【JSPO としての意見】

地域クラブ活動において発生する問題に対しては、実施主体、運営団体となる団体がリスクマネジメントに主体的に取り組むことは第一義である。他方、地方公共団体も施設管理責任をはじめ、事故や指導者の不適切行為の防止などの問題発生時の対応に、協力して取り組むことが必要であると考えます。

3. 指導者に求められる資質について(P1、3、5)

【記載箇所・内容】

P1、3、5 において、指導者に求められる資質について言及されており、「適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導」と言及されている。特に P5 では、「参加者が中学生であることを踏まえた」といったことが触れられている。

【JSPO からの意見】

このことを踏まえるならば、良質な指導者によって、活動の安全が保証される状況を確保(担保)することが求められる。つまり、適切な資質・能力のみならず、社会からの信頼・信用を意味する公共性・公益性が指導者に求められると考えられる。

従って、「最終とりまとめ」には、「適切な資質能力に加え、公共性・公益性を備えた良質な指導者」といった表現としていただきたい。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 公益財団法人日本パラスポーツ協会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

まず、理念の部分に、障がいのある子供たちのことを前提にいただいたことは大きな一歩であると考えています。

それを踏まえた上で、部活動を地域に展開していく考え方の中で、地域にあるスポーツクラブ等には、障がいのある子供たちが目の前にいることを前提に取り組んでいただき、障がいのある子どもたちへの指導法がわからない、施設面から受入れが出来ないなどの事例が起きないようにと考えています。

また、障がいがあるために移動が困難であり、活動を始める前からあきらめざるを得ないケースもあると聞き、アクセスに対する財政的な支援も必要であると考えており、さらに、都道府県や市区町村レベルにおけるパラスポーツの競技団体がほとんどないことから、地域の指導者が障がいのある子供たちへの指導に気軽に取り組むことができる環境づくりも必要となります。

この中間とりまとめを受け、最終的な報告書では、スポーツや文化芸術活動を含めて、「障がいの有無や性別などを問わず、全ての子供たちが希望すれば受け入れられることが当たり前である」ということを、より強いメッセージとして発信できればと考えています。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

中間とりまとめの策定をありがとうございます。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革」への取り組みは、少子化の中での日本におけるスポーツや文化芸術活動の今後の発展において極めて重要な取り組みであり、且つその旨を「改革の理念」に明記いただきありがとうございました。

大学スポーツにおいても、スポーツのみならず大学そのものの持続的発展の礎となるものとの認識を広め、大学の主体的な取り組みを発展させていく必要性を認識しております。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 (公社) 全国スポーツ推進委員連合

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

＜中間とりまとめ全体について＞

- ・「地域展開」という表現は適切である。
- ・「Ⅰ 総論」は賛成できるが多々あるが、「Ⅱ 各論」は細かな施策等を集め明記する必要がある。
- ・「部活動に参加していない、運動が苦手な、学校に馴染めない」子どもに対する対策が必要。

＜スポーツ推進委員への期待＞

- ・スポーツ推進委員としての役割を果たしたいと考えているが、推進委員に関する記述が少ない（期待が見えない、役割が不明瞭）。
- ・スポーツ推進委員に具体的な協力依頼がない。
- ・スポーツ推進委員は市町村ごとの委嘱であるため、学校部活動地域展開に向けて独自に動きにくい。
- ・推進委員の「高齢化」と「構成員の減少」という課題があり、部活動地域展開に関わることや中学生と関わることに不安を感じている。
- ・推進委員の活動がレクリエーションに近い位置づけが中心となっており、競技力向上のための部活動指導の役割を果たすことは難しい。
- ・生徒の多様なニーズを汲み取り、スポーツに親しむ、楽しんで体を動かしたいといったレベルを求める生徒に対しては推進委員も関わるができるかもしれない。
- ・スポーツ推進委員の中には、個人として部活動地域展開の指導者として多くの方々がかかわっている。各市町村教育委員会がスポーツ推進委員を組織として、どのように連携・協働し部活動地域展開の取り組みを進めているのか事例が欲しい。

＜教員・指導者の関わり＞

- ・教員の地域クラブ活動への参画推進に関する記述が少ない。
- ・地域クラブが教育的意義を有する活動にするための指導者の資質向上策が必要。
- ・けがの予防や安全面、SNS の誹謗中傷などへの対応も踏まえ、指導者の信頼性や地位の向上のため公的な資格認証制度が必要

＜費用負担＞

- ・受益者負担と公費負担のバランス等、費用負担の在り方を検討して欲しい。
- ・指導者や運営に関わる人の生活が保障できる体制のために公的負担を保障して欲しい。

＜施設＞

- ・体育館やグラウンド等の学校施設の開放、各市町村や民間企業の施設等、適切に利用できるよう、管理申請等の整備を再考する必要がある。

＜障がい児の課題＞

- ・パラスポーツ協会や関連組織等の連携が望まれる。

＜大会出場＞

- ・地域移行を推進している市町村では、大会出場について支障が生じている自治体があるので、大会の持ち方や参加方法などについて整理して欲しい。

＜地域展開の促進に向けて＞

- ・全国知事会に報告し協力を取り付けて欲しい。
- ・部活動改革の重要性を地方公共団体の首長に理解してもらうことが重要。
- ・取り組みが進まない課題や自治体による温度差がある背景を検討する必要がある。
- ・首長部局が所管となっている市町においては、教育委員会が主体で進める部活動地域移行に関する情報が共有されていなかったり、会議体に参加できていない。

＜小規模自治体の困難さ＞

- ・「誰一人取り残さない」とする地域クラブ活動を進めるためには小さな地域では限界がある。
- ・過疎地域においては組織体制・財政基盤の整備が厳しく、指導者の確保も困難である。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 全国中学校文化連盟

文責 理事長 野口由美子

今回の中間まとめは、これまで繰り返し話し合われてきた様々な課題や多様な意見をていねいに、かつ簡潔に整理した形にまとめられていると感じております。

特に「急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する」という目的は、今後の部活動改革を進めていく上の大きな指針になっていると思います。本連盟としてもこの目的を深く受け止め今後の進むべき方向を模索していきたいと考えます。

全国中学校文化連盟は、運動部で活躍する生徒たちと同じように文化部で頑張る生徒たちにも光をあてたいという先達の熱い思いから誕生した組織でございます。

これまで全国中学校総合文化祭の場や、毎年複数回実施している全国理事会において、部活動の現状や課題について話し合いを重ねてまいりました。

生徒の数が減少していることによる部活動存続の難しさや、指導する教員の現状など、各地域の状況や課題は様々ですが、厳しい状況の中でも全国中学校総合文化祭を実施することにより、各地域の生徒たちの表現活動の場を保障することや生徒同士の交流の場を確保し、お互いに学びあう機会を設ける活動を守っていききたいと思います。

本連盟も部活動改革推進期間の3年間で少しずつ変化が生じております。例えば、これまでも行ってきた地域で活動する中学生の大会への参加を積極的に歓迎することや、複数の学校が合併して発表するケース、および地域クラブを運営する NPO 法人の組織加盟や大会運営への参加などの新しい動きが進んでおります。

今回の中間まとめで示された柱の一つである「地域移行」から「地域展開」への名称変更については、地域クラブと学校が二項対立するのではなく、これまで学校が運営してきた活動を広く地域に開き、地域全体で支え、より豊かで幅広い活動を可能にしていくという具体的な提案であると実感しております。今後の部活動改革の方向を広く世間にご理解いただける名称変更になっていると感じています。

令和8年度以降も15歳未満の人口が減り続けている状況を鑑み、これまでと同じ数や内容の部活動を学校の教員だけで担っていくことは物理的にも無理がある現状を受け止めつつ、これまで積み上げてきた部活動を途切れさせずに進めていくことのできる方法を具体的にしていかなければならないと考えます。

また、中間まとめのもう一つの柱である「改革実行期間」が改めて掲示されましたが、様々な課題をより丁寧に検討する時間が必要であると思われます。地域の実態が異なることも対応の困難を大きくしていると考えます。多くの実証を通してより良い方向を模索するためには令和13年度までの時間が必要であると思います。

今後も子どもたちがいろいろなスポーツや文化芸術と出会い、興味を持って活動することで、人生をより豊かにしていくことを目指し、これまで積み上げてきた日本の大切な部活動を途切れさせることなく、発展させることができるように努めてまいりたいと思います。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 一般社団法人 全日本吹奏楽連盟

理事長 石津谷 治法

拝啓 日頃より当連盟の事業につきまして深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。また、文化行政へのご尽力に心より感謝申し上げます。

過日おまとめいただきました【「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ】に対し、（一社）全日本吹奏楽連盟といたしまして次のとおり意見を述べさせていただきます。何卒ご査収のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

（前提）

- 個別課題への対応については、「スポーツ活動」「文化芸術活動」を混在させて議論するのではなく、それぞれの立場・考え方を尊重した話し合いが行われる事を望みます。

〔要望〕

- （１）「部活動改革」（子ども達ための改革）と「働き方改革」（大人のための改革）の問題を、混同して一緒に議論していくことは今後も避けていただきたいと思います。

ただし、若者の教職員離れが進む現状において、教職員の「働き方改革」は国が責任を持って、改善していただきたいと強く願います。

- （２）兼職兼業を希望する教職員の規制緩和を明文化、または優秀な指導者の確保において、国が各自治体に対して指導的な役割を担い、そのための発信に努めていただきたいと思います。

指導に意欲的な教職員が残業時間等、勤務状況により、指導したくても指導できない状況を改め、その情熱を活かしていけるような環境をつくらなくてはなりません。

そうでなければ「中間取りまとめ案」で指摘されている優秀な指導者（教職員の兼職兼業者）の確保は難しいと考えます。

残念ながら、今現在でも一部の教育委員会や学校長の中に、教職員の兼職兼業に対して消極的な考えも存在すると聞き及んでいます。

なお、顧問や部活動指導者を希望しない教職員への配慮に対し、国や自治体を中心となり、確実に取り組んで行くことを強く望みます。

- （３）国が実施している「実証事業」の成果についての多くは成功例として紹介されていますが、聞き及んだところ進まなかった例もあるとのこと。「なぜ失敗したのか？」「なぜ立ちゆかなくなったのか？」から問題点をあぶり出し、今後の改革に活かしていかなくて

はならないと考えます。失敗から学ぶことこそ「地域展開」の成功への近道であると強く思います。

- (4) 外部指導者の資格認定の方法や、取り扱い（資格保持者の位置づけや、派遣方法等）についても今後、具体的な施策の策定をお願いしたいと思います。

この問題に関しては、それぞれの団体や連盟の取組だけでは、予算面、下部組織の体力差等もあり、全国で共通した資格認定を実施していくことは難しい状況です。

一本化するためには国の協力は不可欠であると考えます。

- (5) 「地域展開」において休日と平日の一貫指導が謳われていますが、現実的ではないように感じます。

今回の各論の文言では同時展開に近いという印象を受けてしまいます。

「地域展開」している団体の多くは、平日は学校部活動として、休日は地域クラブ活動として活動しています。「地域展開」を発展させるのであれば、まずは休日の地域クラブ活動の充実、そして発展的に平日への活動へ、徐々に移していくことが現実的ではないでしょうか。

- (6) 活動の場（練習場所や楽器・楽譜保管場所等）としての学校施設・公共施設の使用に関し、国が自治体に対し、働きかけを行っていただけるようお願いいたします。

- (7) 地域クラブにおける活動において不可欠となる、楽器や楽譜の購入、さらには、それらの維持管理にかかる費用に対して、国もしくは自治体の適切な援助をお願いすると共に、各論の中に明確な記述を是非お願いいたします。

ご存じの通り、楽器は非常に高価な物（例えば高価な打楽器等を個人購入することは現実的には不可能です）であり、楽譜も近年、非常に高騰しているため、これらをすべて受益者負担で賄うことは不可能に近いと考えます（芸術活動にはお金はかかるものです）。受益者負担に頼った地域クラブでは、経済的に余裕のない家庭の子ども達は参加できません。

楽器購入等で地域クラブ指導者がポケットマネーで購入するようなことになれば、地域クラブ自体の存続が立ちゆかなくなります。

子ども達の音楽への憧れや思いを実現化させ、日本の音楽文化を未来に向け発展させるためには、国や自治体の援助・協力は不可欠です。

この件に関しては、平に平によりしくお願いいたします。

[まとめ]

日本国における出生数の減少は、専門家の予想をはるかに上回るほどの勢いで進行しています。それらに対応していくためには国を中心とし、地方公共団体や全国各地の教育委員会（行政）、学校、地域、大会を運営するそれぞれの団体等が知恵を出し合い、協力していかなければ対応は難しいと思われます。

しかし、自治体による財政的体力の違い、都市部と過疎地との環境の違い等をはじめ多くの問題が山積しているのが現状です。

改革を急ぐあまり問題の本質を見誤ったり、先送りするなどしていけば、最終的に不利益を被るのは、子ども達です。本連盟においても、今後さらに進む少子化を見据え、これから子ども達にとって有効かつ持続可能な運営を進めていく所存です。

部活動においてもこの改革が大人の都合で行われるのではなく、「子ども達のため」に行われることを強く望みます。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 一般社団法人全日本合唱連盟

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

一般社団法人全日本合唱連盟（以下「JCA」）としての意見は、以下のとおりです。

1. 中間とりまとめ「Ⅰ章・総論」について

- ・ 基本的な考え方の前提として、政府が中学校部活動の地域移行について、教育制度の中で、どのような制度設計を考えているのか、グランドデザインを明確に提示いただきたい。その上で、そのグランドデザインを具現化するための方策として個々の課題を明示すべきです。
- ・ 3. 今後の改革の方向性の(1)基本的方針では、中学生や近く中学生となる小学生高学年の生徒や保護者がどのような地域クラブ活動のメニューを期待しているか、どの程度の費用負担を許容しているか等のニーズ把握を確実に実施して、施策に反映させることが必須と考えます。ある程度強制力をもったニーズ把握の実施を徹底いただきたい。
- ・ 3. 今後の改革の方向性の(5)更なる改革のために特に地方公共団体等に伝えるべきことでは、部活動の積極的な教員の兼業兼職を保証すること、一方で部活動を望まない教員に活動を強制しないことを保証することが必須で明記すべきです。

2. 中間とりまとめ「Ⅱ章・各論」について

(1)運営団体・実施主体や指導者に関して

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体や指導者に求められる、マネジメント力、コンプライアンス遵守、収支管理の徹底と監査、技術の指導力と知識などは、JCAが発表した「地域合唱クラブ活動に関するガイドライン」で喚起してきました。これら運営団体・実施主体や指導者に認識し自覚いただきたい事項は、最終とりまとめに確実に明記いただきたい。
- ・ 「指導者の質の保障」では、指導者に求められる資質、指導者が兼ね備えるべき技術や知識などを具体的に提示すべきです。あわせて、アルバイト感覚や「隙間時間を埋める」といった意識の者に指導させないような仕組みの構築を明示すべきです。
- ・ 特に、運営団体・実施主体と指導者は、義務教育課程に在籍する中学生を指導することをしっかり認識いただくため、教育基本法や学校教育法と関係施行令や学習指導要領など、中学生の教育に関する最低限の知識修得を求めるべきです。
- ・ 教育委員会など地域クラブ活動の所管主体は、運営団体・実施主体や指導者に対してコンプライアンス遵守やハラスメント防止の研修受講を義務化するなど、対策の徹底を明記いただきたい。

(2)個別課題への対応の前提

- ・ 前提として、少子化・高齢化が進む社会で、どのように持続可能な中学生の地域クラブ活動の仕組みを構築するのか、そのために必要な支援策は何か、現段階で解決すべき課題は何か、という中期的な視点で個別課題への対応を喚起すべきです。
- ・ その場合、次期改革期間の前期3年間（令和8年度から令和10年度）で個別課題のロードマップを明確化し、個別課題を確実に実施していく方向性を明確化すべきです。
- ・ 合唱や吹奏楽にとどまらず、広く文化芸術の活動を生徒本位で持続可能なものとしていくために、どのよ

うな対応が求められるのか、という俯瞰した視点でご検討いただきたい。

- ・ 学校教育である学校部活動と、社会教育である地域クラブ活動が混在する状況に対し、著作権の扱いや学校施設の使用、社会教育施設や劇場・ホールの使用やこれら施設使用料減免の扱いなど、解決すべき課題が山積しています。学校教育と社会教育が混在する中での解釈など、一定の歯止めや指針を提示する必要があるため、その目安を提示いただきたい。
- ・ 特に著作権については、運営団体・実施主体が地域クラブ活動を行う場合、著作権の利用主体が学校でなくなり、著作権法第 35 条で認められていた利用が認められない事例が発生することが十分考えられます。地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、改正著作権法第 35 条運用指針の「教育を担当する者」に該当するか否かで、著作権の手続きが必要か否かの判断が分かれる事態は、権利者と利用者の双方に混乱を招きます。また平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存する場合、複製や公衆送信の利用主体をどのように解釈するのかといった取扱い含め、現行の運用指針に沿ってガイドラインを早急に整備することが望まれます。
- ・ 個別課題の具体的な推進については、分野や種目の枠を越えて、広く中学生のための文化芸術活動の振興という観点での取り組みを喚起いただきたい。特に全国規模の組織がない分野・種目について、対応が後手になることのないような配慮も明記すべきです。

以上

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 一般社団法人日本マーチングバンド協会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

中学生の吹奏楽及びマーチングバンドの活動は、学校現場では学校施設（音楽室・体育館・普通教室等）を使用して行われてきた。活動に必要な楽器、楽譜、そのほかの器具なども学校備品を使用して行なっている。当然、休日の活動では校舎、教室の開錠・施錠も教職員でしか行えない状況である。

音楽部活動の指導者は、中学校の教師（音楽科のみならず経験のある教師を含む）が主体となつて行なっている。当該中学校及び地域の実情を十分に理解し、教職員との円満な関係を築き上げながらの指導（実技指導及び生活指導）は、学校運営の中でも部員数の多さ（在籍数の1割程度生徒が在籍している部活動も多い）もあり、一定の好影響を及ぼす存在でもある。

また、学校行事、地域の行事ではその存在意義を十分に果たしてきたものとする。この度、学校部活動の地域移行をさらに進め、地域展開と名称変更することに違和感を禁じ得ない。

① 学校施設を開放することができるのか。

普通教室や音楽室・特別教室には、タブレット、PC、楽器類、技術・家庭科の教室には刃物や電気工作機械など高価なものや、危険なものも保管されている。教職員以外の成人が出入りすることを前提に考えると、校舎・教室の開放には教育委員会、学校管理職は実に消極的である。中間まとめには成果として、「着実に進捗」「地域展開を進めている地方公共団体が存在」「課題の解決に向けた方策」が見出されているなどの文言はあるが、具体的な言及（解決策）が行われておらず、「遅れている公共団体に普及していくことが重要」とされている。

現実的に、学校の施設、備品をどのように開放しているのかを示さずして、改革を進めていけば、「学校部活動の廃止」に進むのではないか。吹奏楽・マーチング・その他施設や備品を使用する部活動は、学校以外に活動する場所はないのである。

部活動を廃止し、地域の公共団体に丸投げして「地域展開」を完了としないはずである。

② 教職員以外で、平日及び休日の指導に従事できる人材が確保できるとは考えにくい。

午後4時から1時間程度の地域クラブ活動に従事できる一般社会人はいないはずである。また、休日の3時間程度の活動に従事してもらえる人材を発掘が可能か疑問である。大学生を指導員の候補に挙げているが、現在の社会情勢の中で、アルバイトをせずに生活している学生は皆無ではないか。ほぼ最低賃金並の部活動指導員にアルバイトのような感覚で従事されることは、今回の改革の理念とは程遠い対応ではないか。また、生徒の安全確保の対策のための体制整備とあるが、学校現場でも教職員の研修を通して行う体制整備で行政は手一杯なのではないか。教職員の兼職兼業については、既に部活動の地域移行による兼職兼業は「禁止する」旨通達している教育委員会も存在する。

この地域展開を担う指導者は、退職した教職員を含む「地域の関係者が連携して支え、豊か

で幅広い活動機会を保障」するとあるが、こういった人物を想定されているのか具体的に示して欲しい。地域で支えるコンセプトは、実行会議では提案できても、現実的に地域の誰が支えるのかとなると、現場は消極的になることは必然である。

(1)教職員の働き方改革を進め、地域展開を一層進めるためには、活動場所の確保（学校施設の開放・備品の楽器などの貸与）を具体的な方策を持って示すべきである。

- ・校舎・教室の開錠、施錠を誰がするか。
- ・傷害保険への加入や備品損傷の保険など
- ・休日の活動のための楽器の運搬や施設利用のための費用は受益者負担とはできない。生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することにならないからである。

(2)指導に従事したい教職員の立場を明確に保障すべきである。優れた指導力を有する教職員を採用している教育委員会は、その人材をこの改革にどのように活かせるか取り組んでいくべきである。

(3)指導に従事するものには、一定の資格取得や研修を課し、良質な指導を保障すべきである。吹奏楽連盟・マーチングバンド協会は、認定資格の制度を充実させ良質な指導を提供していく責務があると考えます。

(4)全ての中学校に、学校数と同じ数の文化部活動が存在します。その活動は、同好のものが集まっているだけでなく、その学校の文化を支えている存在です。学校と地域の文化を支えているといっても過言ではない存在です。運動部活動とは違う形での地域展開を考えるべきだと考えます。

(5)「受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担のあり方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。」の基本的な考えを各行政機関に周知し、その支援策を表明してからの改革になれば、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することにはならないはずである。教育的意義を有する活動であることを認めつつ、「廃止」とならないようにしたい。